

木造新田地域5町村
新市建設計画

新田の歴史が彩る 日本のおふるさと

木造新田合併協議会

目次

| | |
|-------------------------|-----------|
| 第1章 序論 | 1 |
| 第1節 合併の必要性 | 1 |
| 第2節 計画策定の方針 | 4 |
| 第2章 新市の概況 | 5 |
| 第1節 位置・地勢 | 5 |
| 第2節 沿革 | 6 |
| 第3節 人口・世帯 | 7 |
| 第4節 産業の状況 | 10 |
| 第5節 財政の状況 | 14 |
| 第6節 住民の意向（アンケート調査結果等） | 16 |
| 第7節 新市の課題 | 22 |
| 第3章 主要指標の見通し | 25 |
| 第1節 総人口 | 25 |
| 第2節 世帯数 | 26 |
| 第3節 就業人口 | 27 |
| 第4章 新市建設の基本方針 | 28 |
| 第1節 新市の基本理念 | 28 |
| 第2節 将来都市像 | 29 |
| 第3節 まちづくりの基本目標 | 30 |
| 第4節 土地利用・地域別整備の方針 | 33 |
| 第5章 新市の施策 | 35 |
| 第1節 施策体系 | 35 |
| 第2節 日本のふるさと“つがる市” 5つの約束 | 36 |
| 第3節 分野別推進事業 | 38 |
| 第6章 新市における県事業の推進 | 51 |
| 第1節 青森県の役割 | 51 |
| 第2節 新市における青森県の事業 | 51 |
| 第7章 公共的施設の統合整備 | 54 |
| 第8章 財政計画 | 55 |
| 第1節 基本的考え方 | 55 |
| 第2節 歳入・歳出各項目の推計条件 | 55 |
| 第3節 財政計画 | 57 |

第1章 序 論

第1節 合併の必要性

木造町、森田村、柏村、稲垣村及び車力村の木造新田地域5町村は、地理的・歴史的にも密接な関係があり、行政区域を越えた一体的な生活圏が形成され、行政レベルでも、消防事業やごみ処理事業などにおいて一部事務組合を設けるなど広域的に取り組んできました。

しかし、下記1)～5)のような背景から、当地域の持続的な発展のためには、合併によってさらに一体的な政策を実施し、現在の豊かな自然を保ちつつ、地域のイメージアップや若者の定住促進による人口増、財政基盤の強化を図り、地域の均衡ある発展へとつなげることが必要となっています。

1) 地方分権社会への対応

社会が成長の時代から成熟の時代へと変化しつつある今日、豊かさや価値の指標が見直され、これまでの統一性・公平性を重視した全国画一的な地方自治から、地域の実情やニーズに合った個性豊かな多様性のある地域社会の確立が求められています。

こうした社会の変化は、「自己決定と自己責任の原則」によるまちづくり、つまり地方分権社会の推進となって表われています。これにより、自治体の自己責任能力が今まで以上に強く求められており、各自治体が力を発揮して地域の自立を強化していくためには、その自立する生活圏や産業・経済圏などの構成に見合った行政圏域を合併によって再編し、住民や行政が一体となって独自の地域づくりを推進することが望まれています。

2) 少子・高齢化社会への対応

全国的な少子・高齢化の進展による社会構造の大きな変化は、保健・医療・福祉といった行政サービスの需要が増大する一方で、少子化による生産年齢人口の減少に伴う地域経済力の低下が財源の確保を厳しくさせるなど、行財政運営においても大きな影響をもたらしています。

当地域においても高齢化対策が重要な課題となっています。医療・福祉などの社会保障に係る自治体の財政的負担が増大しており、このままでは町村の行財政運営において一層困難な状況に迫られることとなります。

人口構造の急激な変化に対応し、地域に暮らす住民の快適で安心できる生活を維持・向上していくためには、合併による地域の財政基盤の強化と町村一体となって効果的に高齢者のための保健福祉施策や子育て支援等の実施を推進していくとともに、子どもを産む世代が、当地域に長く安心して暮らせるよう、魅力あるまちづくりを広域的な行政圏の中で総合的に実施することが望まれています。

3) 生活圏の広域化への対応

モータリゼーション^(注)の進展などによって、経済活動のみならず通勤や通学、買い物といった日常生活においても行政区域を越えた活動が営まれています。

当地域においては、地勢的にも地域を分断する山や川などが無い平坦で連続した地域であり、道路網においても国道101号や県道鱒ヶ沢蟹田線、県道五所川原車力線などの主要地方道が当地域を横断していることから、住民は通勤や買い物などの日常生活面ですでにひとつの広域生活圏として深く関わった地域を形成しています。

合併による一体的な行政施策によって、さらに当地域が緊密に結ばれ、より利便性が高く、暮らしやすい「まちづくり」を総合的・効果的に実現することが可能となります。

(注)クルマ社会

4) 多様で高度な行政ニーズへの対応

住民個々の多様な生活ニーズへの対応や、インターネットに代表される高度情報化、環境問題への取り組み等グローバル^(注1)な社会ニーズへの対応など、地方行政の課題や要望も多種多様で高度になってきています。

また、自己決定と自己責任の原則のもと、地域の実情に合わせ、創意工夫によって対応していくという地方分権社会が推進される時代において、医療・福祉の充実や商工業の活性化、生活環境の整備や自然環境の保全といったニーズに対応するためには、これまで以上に基礎自治体^(注2)の政策立案能力が求められるようになってきています。そのため専門分野に精通する職員の確保・育成が必要になります。当地域の5町村が合併することによって、これまでの組織機構を再編・強化することで、これらの課題に適切に対応することが可能になり、行財政運営を効率化できるようになります。

(注1)地球規模、国際的

(注2)住民に最も身近な総合行政のサービス主体

5) 厳しさを増す地方財政への対応

今後とも厳しさを増す財政状況の中で、多様化し拡大する行政課題に対応した行政サービスの向上が困難になってきています。

地方財政制度の見直しが検討されているなか、これまでの国・県依存型の財政構造を脱却し、自己決定と自己責任のもとで展開する行政サービスを支える財政基盤を強化していくことは、将来に向けた地方分権社会の確立において極めて重要な課題といえます。

従来の行政サービスの供給体制の再検討による財政の効率化・安定化と、財政規模の拡大による財政基盤の強化を図っていくためには、市町村合併はひとつの有効な手段であると考えられます。

- 地方分権社会への対応
- 少子・高齢化社会への対応
- 生活圏の広域化への対応
- 多様で高度な行政ニーズへの対応
- 厳しさを増す地方財政への対応



○市町村を取り巻く社会
変化と地域が抱える課
題への広域的な対応
○将来にわたって安心し
て暮らせる、活力と魅
力のある地域の創造



合併

第2節 計画策定の方針

1) 計画の趣旨

本計画は、木造町、森田村、柏村、稲垣村及び車力村の合併による新市の将来像やまちづくりの方針を明らかにするものであり、合併後の長期的な行政運営の指針を示しています。これにより新市の速やかな一体化の促進、地域全体の活力と住民福祉の向上、地域の均衡ある発展を効果的に推進していくことを趣旨とします。

2) 計画の位置付け

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、新市の建設を総合的かつ効果的にすることを目的として作成するものであり、平成15年3月に策定された「新市将来ビジョン」を基本とし、より具体的な施策を掲げながら新市の将来の方向性を示す計画です。

本計画の策定にあたっては、5町村の総合計画や5町村が属する広域市町村圏＝つがる西北五広域連合が策定した「ふるさと市町村圏計画」等の理念を踏まえ、従来の地域課題に対する対応策や一体的に継続して実施する施策等を考慮し、策定することとします。

なお、合併後は地方自治法第2条第4項に基づく総合計画の策定に早急に着手することとし、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、その中の「基本構想」「基本計画」「実施計画」等に委ねるものとします。

3) 計画の期間

本計画における主要事業及び財政計画は、合併後10年間（平成17年度～平成26年度）とします。

4) 計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針、新市建設の根幹となるべき施策と事業、公共的施設の統合整備及び新市の財政計画を中心に構成されます。

5) その他

新市建設の基本方針を定めるに当たり、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

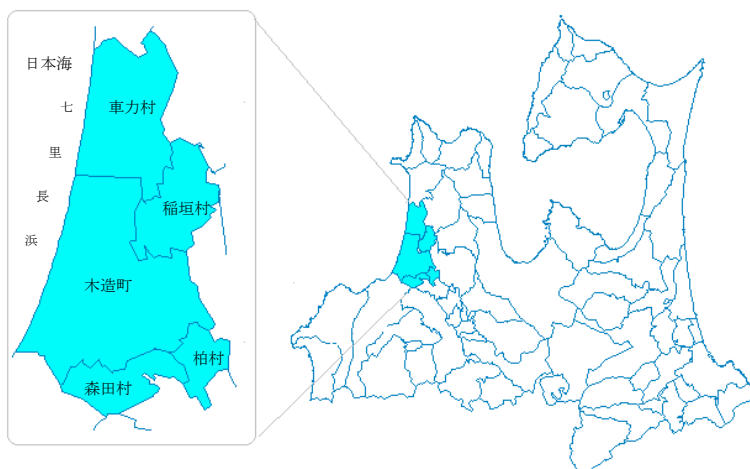
また、財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにします。

第2章 新市の概況

第1節 位置・地勢

木造新田地域5町村は、青森県の西北部、津軽平野の中央部から西に位置しています。

東は岩木川を境に北津軽郡(金木町、中里町、市浦村)、五所川原市に接し、西は日本海に面し、その海岸線は「七里長浜」と呼ばれ、北は小泊村から南は鱒ヶ沢町まで続き、海岸沿いは「屏風山」と呼ばれる丘陵地帯が続いています。



南方には津軽の秀峰「岩木山」と世界遺産「白神山地」を望み、平野部は、岩木川により育まれた広大な津軽平野が拓け、津軽藩の新田開拓以来の一大穀倉地帯が形成されています。

新市の面積は253.85k m²で、合併により青森県内では、9番目^(注)の規模となり、県域の約2.6%を占めます。その土地利用は、農地56.0%、宅地4.5%、山林13.7%、その他25.8%となっており、緑豊かな環境が広がっています。

気候は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候で、夏季は比較的冷涼で病害虫の発生が抑えられることから、稲作や夏秋野菜の作付けに適している地域となっています。冬季は、強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、また日本海特有の強い西風の影響による地吹雪のため交通が途絶することがあるなど、住民生活に影響を及ぼしています。

(注) 平成16年1月時点における県内市町村の面積との比較。

第2節 沿革

「西津軽郡」は、明治11年に郡区町村編成法の制定に伴い、津軽郡が東・西・中・南・北の5郡に分けられて以来、現在までの郡名となっています。郡には郡長が配置され、その事務所として郡役所を設置(西津軽郡は鱒ヶ沢町)し、実質的な行政区画としての機能が与えられていました。(明治12年の戸数8,745、人口53,147人。)

明治22年の市町村制施行直前には、11町108村を数えていましたが、同制度施行後、鱒ヶ沢町、舞戸村、中村、赤石村、鳴沢村、木造村、館岡村、出精村、越水村、柴田村、川除村、深浦村、大戸瀬村、岩崎村、森田村、柏村、稲垣村、車力村、水元村、十三村が成立しました。

明治23年に郡制が公布されたことにより、郡に府県と市町村の中間行政機関としての性格が規定され、議会(郡会)が設置されて自治体としての機能も与えられましたが、大正12年に自治体としての郡(郡会及び郡の自治財政)が廃止、大正15年には行政官庁としての郡(郡長及び郡会)も廃止されて以後、郡は単なる地理的区画となっています。その後、昭和30年の市町村合併により、現在の8町村となっています。

また、当地域を形成する5町村のうち柏村を除く4町村(森田村、車力村は平成16年度までの経過団体)が過疎地域の指定を受けているなど、人口の流出・減少が続いています。

【5町村の変遷】

| 明治22年 市町村制施行 時の名称 | 明治 | 大正 | 昭和 | | | ～平成7.2.10 |
|--|-----------------|----|--------------------|--|--|-----------|
| | | | 昭和元年～ 昭和28.9.30 | 昭和28.10.1 (町村合併廃止 施行時)の名称 | 昭和28.10.2～ 昭和52.12.1 | |
| 木造村 館岡村 出精村 越水村 柴田村 川除村 | (34.5.1) 木造町 | | | 木造町 館岡村 出精村 越水村 柴田村 川除村 | 大字出来島 ┌───┐ │ │ └───┘ 木造町(30.3.30) | 木造町 |
| 森田村 | | | | 森田村 | | 森田村 |
| 柏村 | | | | 柏村 | | 柏村 |
| 稲垣村 | | | | 稲垣村 | | 稲垣村 |
| 車力村 | | | | 車力村 | | 車力村 |

第3節 人口・世帯

1) 総人口・世帯数の動向

国勢調査によると、平成12年における当地域の総人口は41,320人で、合併すれば青森県内で8番目^(注)の規模となりますが、15年前の昭和60年と比較すると4,750人(10.3%)減少しており、年々減少傾向にあります。

世帯数の動向を見てみると、逆にこの15年間で205世帯(1.8%)増加しており、1世帯当たりの人員も昭和60年の4.09人から平成12年には3.60人に減少しているなど、年々核家族化が進行している状況を示しています。

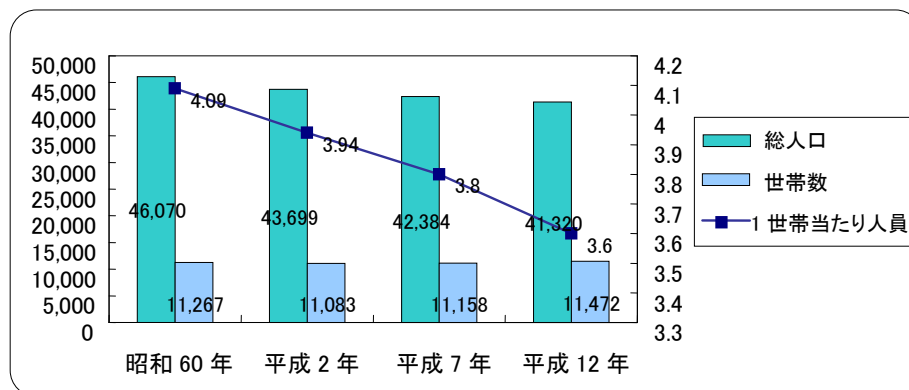
(注) 平成16年1月時点における県内市町村の人口との比較。

【人口・世帯数の推移】

(単位：人、%)

| | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 増減率 (S60~H12) |
|----------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|------------------|
| | 総数 | 増減率 | 総数 | 増減率 | 総数 | 増減率 | 総数 | 増減率 | |
| 総人口 | 46,070 | △5.1 | 43,699 | △5.1 | 42,384 | △3.0 | 41,320 | △2.5 | △10.3 |
| 世帯数 | 11,267 | 1.5 | 11,083 | △1.6 | 11,158 | 0.7 | 11,472 | 2.8 | 1.8 |
| 1世帯当たり人員 | 4.09 | — | 3.94 | △3.7 | 3.80 | △3.6 | 3.60 | △5.3 | △12.0 |

(資料：国勢調査)



2) 年齢別人口

平成12年における当地域の年少人口(0~14歳)は、5,759人で、過去15年間で41.2%の減少となっており、少子化の急激な進行がみられます。

また、生産年齢人口(15~64歳)も減少しており、平成12年には25,502人と、昭和60年と比較して15.7%の減少、全体人口に対する割合も4.0ポイント減少しています。

一方、平成12年の老年人口(65歳以上)の割合は、24.4%と、およそ4人に1人が高齢者という状況になっています。全国と比較してもその割合は高く、過去15年間で66.8%増と急激な増加をみせています。

こうしてみると、当地域においても少子・高齢化が急速に進展しており、子育て支援等の少

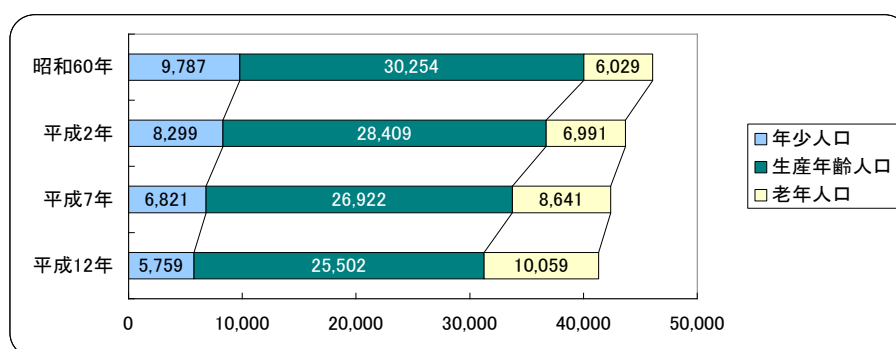
子化対策と雇用確保や生活環境の整備等の定住対策による持続的な生産年齢人口の維持が、地域活力の向上におけるカギのひとつと考えられます。

【年齢3区分別人口の推移】

(単位：人、%)

| | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | | 平成12年 | | 増減率 (S60~H12) |
|--------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|------------------|
| | 総数 | 構成比 | 総数 | 構成比 | 総数 | 構成比 | 総数 | 構成比 | |
| 年少人口 | 9,787 | 21.2 | 8,299 | 19.0 | 6,821 | 16.1 | 5,759 | 13.9 | △41.2 |
| 生産年齢人口 | 30,254 | 65.7 | 28,409 | 65.0 | 26,922 | 63.5 | 25,502 | 61.7 | △15.7 |
| 老年人口 | 6,029 | 13.1 | 6,991 | 16.0 | 8,641 | 20.4 | 10,059 | 24.4 | 66.8 |

(資料：国勢調査)



3) 就業人口

平成12年における当地域の就業者数は、19,977人で、過去15年間で9.5%の減少となっています。

産業別に見てみると、第3次産業が8,174人と最も多く、平成12年には就業人口の40.9%を占めています。第2次産業においても小規模食品加工業を中心に、15年間で9.5ポイント増加しています。第1次産業従事者は、昭和60年には就業者数の半分以上を占めていましたが、平成12年には6,701人(33.6%)と、年々減少傾向にあります。

当地域の基幹産業である第1次産業からの離職が進む一方で、その受け皿となる雇用の場がないことから、若者を含み全体として就業者の減少が進んでおり、農業後継者の育成と企業誘致等の雇用対策による就業人口の確保が今後の課題といえます。

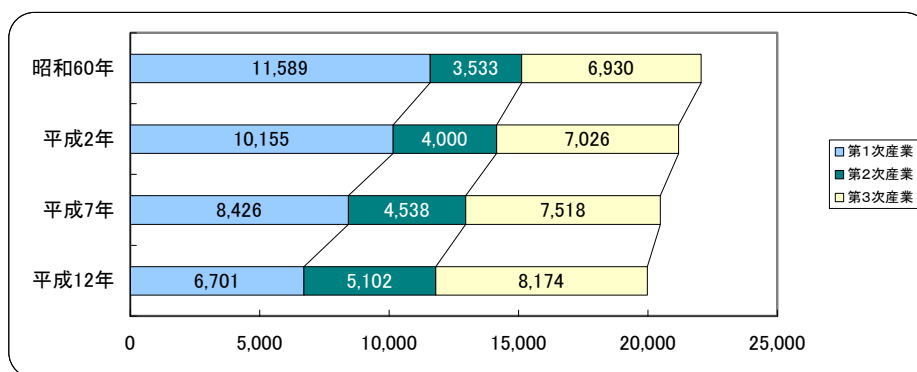
【産業別就業人口の推移】

(単位：人、%)

| | 第1次産業 | | 第2次産業 | | 第3次産業 | | 合 計 | | 増減率 (S60~H12) |
|-------|--------|------|-------|------|-------|------|--------|-------|------------------|
| | 人 口 | 構成比 | 人 口 | 構成比 | 人 口 | 構成比 | 人 口 | 構成比 | |
| 昭和60年 | 11,589 | 52.5 | 3,533 | 16.0 | 6,930 | 31.5 | 22,064 | 100.0 | — |
| 平成2年 | 10,155 | 47.9 | 4,000 | 18.9 | 7,026 | 33.2 | 21,181 | 100.0 | △4.0 |
| 平成7年 | 8,426 | 41.1 | 4,538 | 22.2 | 7,518 | 36.7 | 20,482 | 100.0 | △7.2 |
| 平成12年 | 6,701 | 33.6 | 5,102 | 25.5 | 8,174 | 40.9 | 19,977 | 100.0 | △9.5 |

※昭和60年は分類不能者(12人)がいるため、合計と一致しません。

(資料：国勢調査)



第4節 産業の状況

1) 農林水産業

当地域の基幹産業である第1次産業は、平野部の稲作、山間部の稲作とリンゴの複合、屏風山地帯の畑作、さらに零細な沿岸漁業がその中核をなしています。中でも稲作は、余剰米の発生から年々生産調整面積が増加の一途を辿り、価格も低迷するなど厳しい状況下にあります。

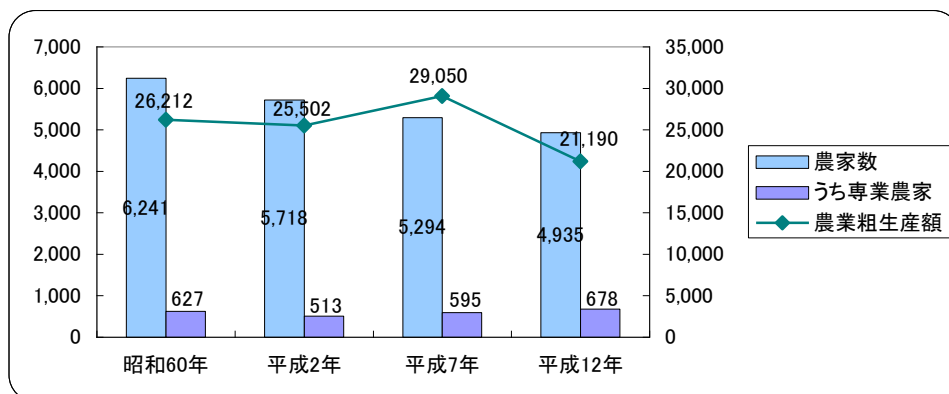
また、漁業については、車力漁港の整備が進められ、全般的に漁獲量の増加がみられるものの、後継者不足など経営は極めて不安定な状況下にあります。

【農家数・農業粗生産額の推移】

(単位：世帯、%、百万円、)

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 増減率 S60/H12 |
|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 農家数 | 6,241 | 5,718 | 5,294 | 4,935 | △20.9 |
| うち専業農家 | 627 | 513 | 595 | 678 | 8.1 |
| 農業粗生産額 | 26,212 | 25,502 | 29,050 | 21,190 | △19.2 |

(資料：農林業センサス・農林水産統計年報)

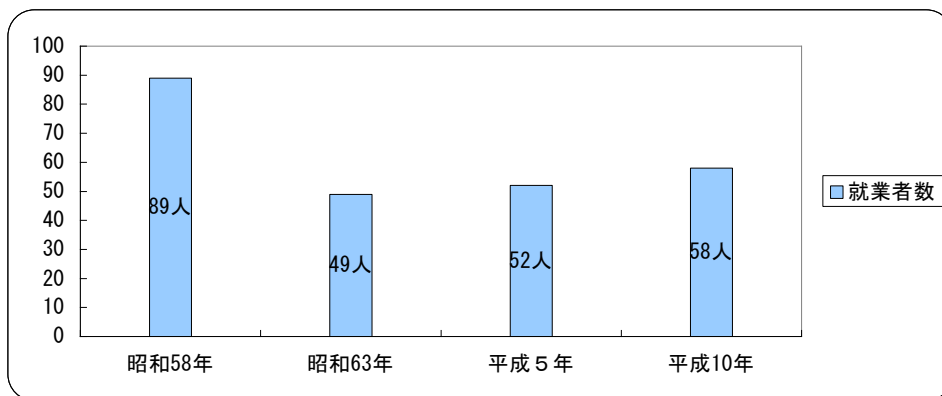


【漁業就業者の推移】

(単位：人、%)

| | 昭和58年 | 昭和63年 | 平成5年 | 平成10年 | 増減率 S58/H10 |
|------|-------|-------|------|-------|----------------|
| 就業者数 | 89 | 49 | 52 | 58 | △34.8 |

(資料：農林水産統計年報)

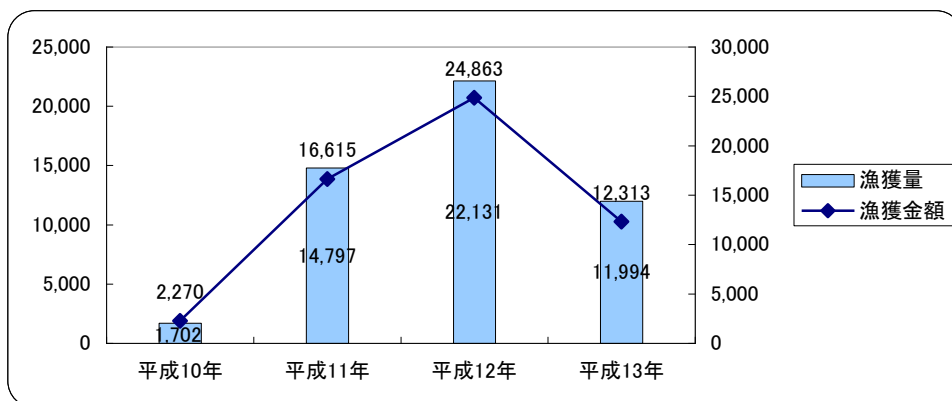


【漁獲量・漁獲金額の推移】

(単位：kg、千円、%)

| | 平成10年 | 平成11年 | 平成12年 | 平成13年 | 増減率 H10/H13 |
|------|-------|--------|--------|--------|----------------|
| 漁獲量 | 1,702 | 14,797 | 22,131 | 11,994 | 604.7 |
| 漁獲金額 | 2,270 | 16,615 | 24,863 | 12,313 | 442.4 |

(資料：青森県海面漁業に関する調査)



2) 商業

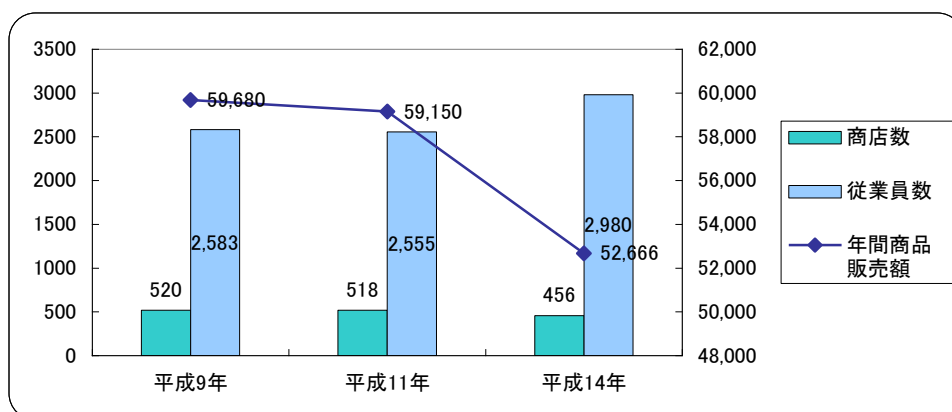
商業については、基幹産業である農業の好不況に大きく左右され、また、モータリゼーションの進展と大規模店の立地により、従来の閉鎖的商業圏から解放された商業圏への急速な変化の流れの中で、既存商店街の中小小売業が衰退し、空き店舗の発生など中心市街地の空洞化が進行しています。

【商店数・従業員数・年間商品販売額】

(単位：店、人、百万円、%)

| | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 | 増減率 H9/H14 |
|---------------|--------|--------|--------|---------------|
| 商店数 (店) | 520 | 518 | 456 | △12.3 |
| 従業員数 (人) | 2,583 | 2,555 | 2,980 | 15.4 |
| 年間商品販売額 (百万円) | 59,680 | 59,150 | 52,666 | △11.8 |

(資料：商業統計調査)



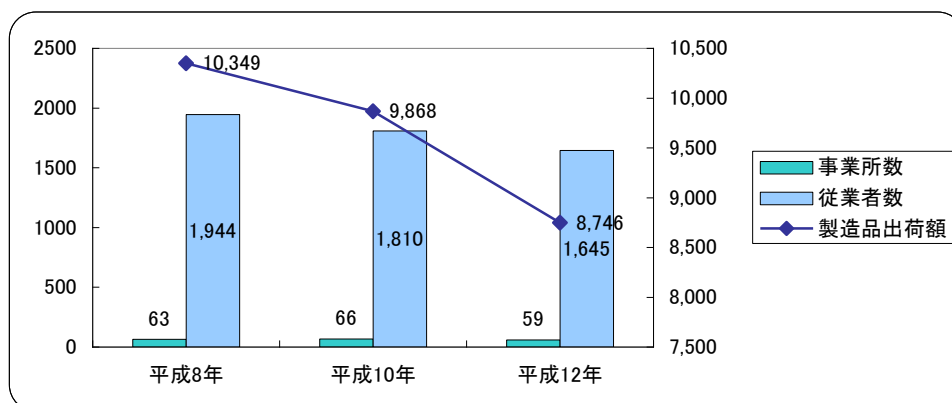
3) 工業

工業については、それぞれの町村において企業誘致を進めてきたところですが、バブル経済の崩壊以降の不況による消費活動の衰退、企業の生産拠点の海外シフト等により、新たな企業誘致どころか既存の立地企業の操業停止や人員削減なども現れ始めており、今後の生産活動への影響が心配されています。

【事業所数・従業員数・製造品出荷額】 (単位：店、人、百万円、%)

| | 平成8年 | 平成10年 | 平成12年 | 増減率 |
|--------------|--------|-------|-------|-------|
| 事業所数 (店) | 63 | 66 | 59 | △6.3 |
| 従業員数 (人) | 1,944 | 1,810 | 1,645 | △15.4 |
| 製造品出荷額 (百万円) | 10,349 | 9,868 | 8,746 | △15.5 |

(資料：工業統計調査)



第5節 財政の状況

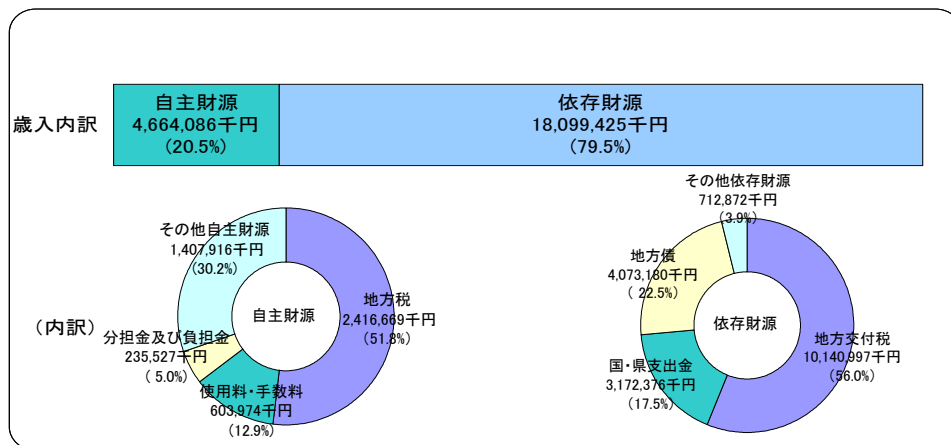
1) 歳入

当地域の歳入のうち、地方税や使用料等の自主財源は約2割しかなく、地方交付税や国・県支出金、地方債などの依存財源が約8割を占め、その運営が賄われています。

現在、国により「三位一体」の財政構造改革が進められており、税源移譲や地方交付税、国庫補助金等において制度や配分の見直しが検討されています。

しかしながら、税源移譲による財源の確保は、産業基盤の脆弱な当地域にとって厳しい状況を拡大させる可能性が高いと言わざるを得ず、国庫補助金等の削減や地方交付税の見直し等により、今後ますます財源確保が困難なものとなることが予想されます。

【歳入構造】

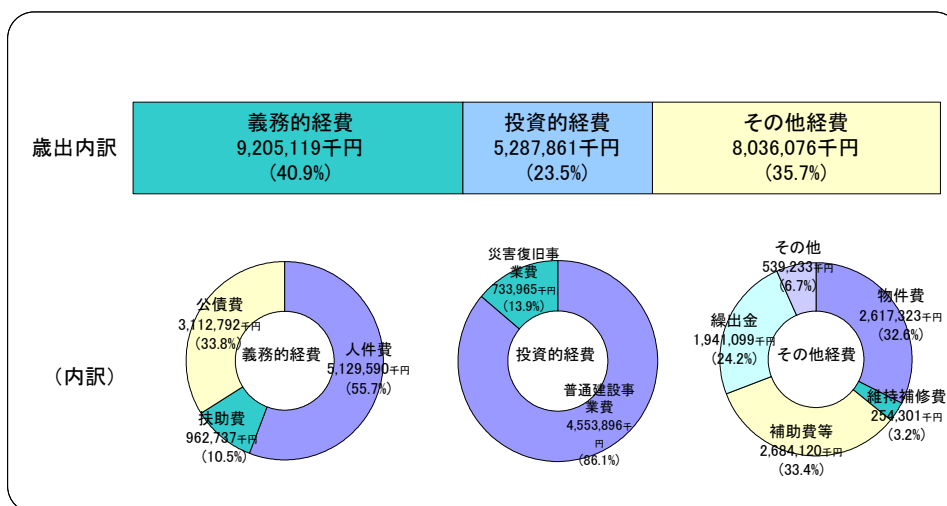


2) 歳出

当地域の平成14年度一般会計の決算は、約227億円となっており、各町村とも行財政改革の一環として、これまで人件費や物件費をはじめとする歳出の抑制に取り組んできましたが、依然として義務的経費が約4割であり、現状でのこれ以上の削減は困難な状況にあります。今後は公共施設の整備や行政サービスの見直し、公共投資の削減も視野に入れた改革が迫られています。

また、合併により一部事務組合(木造地区消防事務組合)の解散が見込まれ、補助費で計上されている一部事務組合負担金の中から、当該経費が人件費、物件費などに割り振られることとなります。この場合、義務的経費の占める比率が現在より高くなることが予想されます。

【歳出構造】



第6節 住民の意向（アンケート調査結果等）

1) アンケート調査の実施

住民の方々が合併に対し、どのような期待や不安、要望、意見を持っているかを把握し、新しいまちづくりの基本方針となる「新市建設計画」に反映させることを目的に住民意向調査を実施しました。

■実施概要

| | |
|-------|--|
| 調査地域 | 木造町・森田村・柏村・稲垣村・車力村 |
| 調査対象者 | 上記に居住する18歳以上の男女個人 (住民基本台帳をサンプリング台帳とした無作為抽出) |
| 配布総数 | 3,818 票 |
| 総回収数 | 3,606 票 (うち無効回収数 210 票) |
| 有効回収数 | 3,396 票 |
| 有効回答率 | 88.9% |
| 調査方法 | 訪問員による訪問配布・訪問回収 |
| 調査期間 | 平成15年6月27日～7月12日 |

※各町村の配布数と有効回収数の内訳

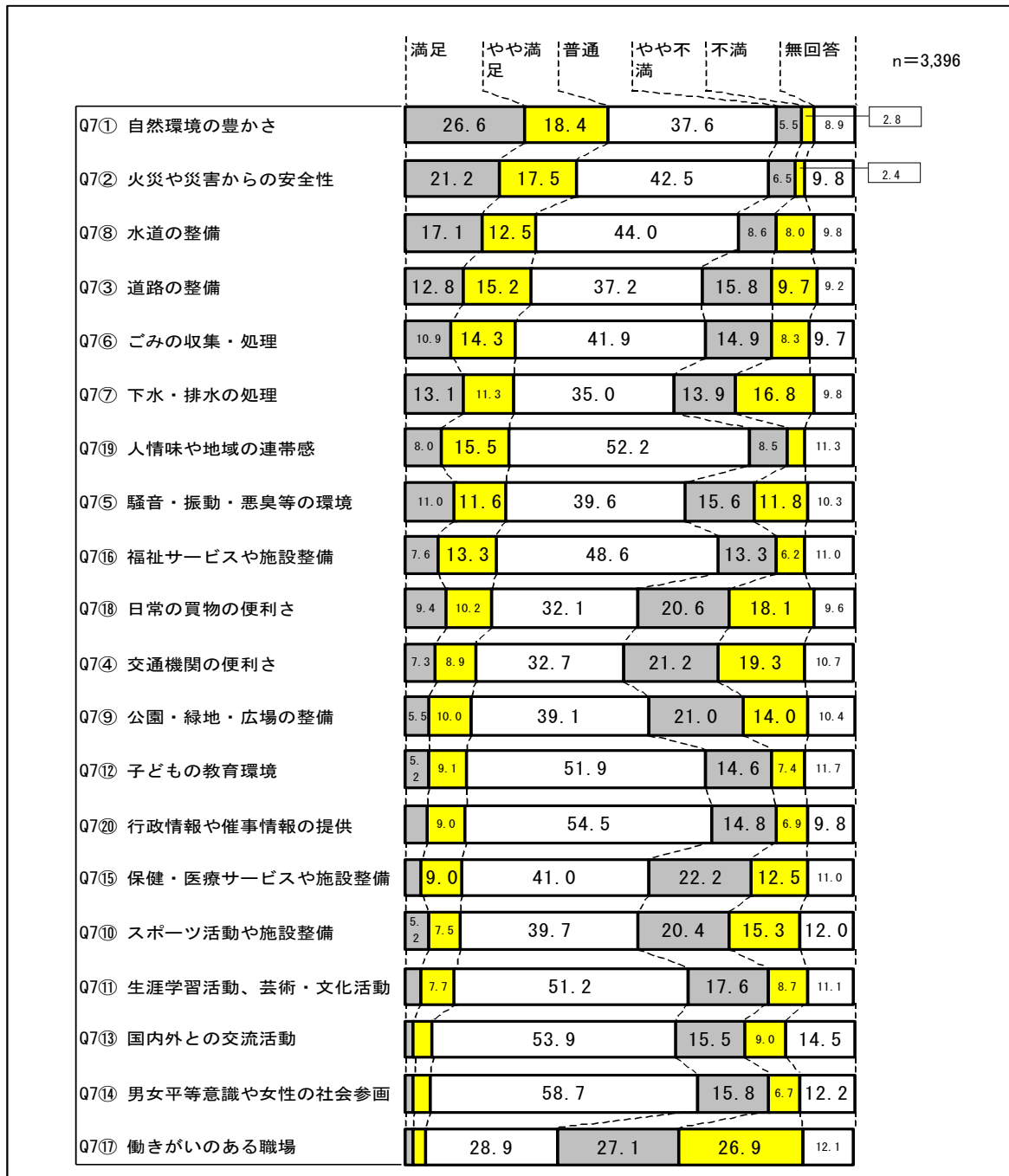
| | 木造町 | 森田村 | 柏村 | 稲垣村 | 車力村 |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 配布数 | 1,825 人 | 481 人 | 480 人 | 485 人 | 547 人 |
| 男性 | 858 人 | 231 人 | 226 人 | 228 人 | 268 人 |
| 女性 | 967 人 | 250 人 | 254 人 | 257 人 | 279 人 |
| 有効回収数 | 1,526 人 | 463 人 | 462 人 | 406 人 | 496 人 |
| 有効回答率 | 83.6% | 96.3% | 96.3% | 83.7% | 90.7% |

- 比率はすべて百分率(%)で表し、少数第2位を四捨五入しました。したがって、合計の割合は1%の範囲内で100%を増減することがあります。
- 基数となるべき実数(分母)は、n=3,396人として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- 1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい設問では、各回答の比率は回答者数で割合を算出しているため、合計の割合は100%を超える場合があります。

■調査結果

①現在住んでいる地域の満足度

自然環境の豊かさに満足をしている人が最も多くなっています。逆に、買い物や交通機関の便利さなど、日常生活の利便性に不満を持つ人が多く、都市基盤の整備が大きな課題のひとつといえます。また、保健・医療サービスやスポーツ活動など各種施設の整備に対する不満も多くなっています。



②合併に対する期待

合併に期待することとして最も多かったのが「保健・医療・福祉の充実」であり、続いて「行政の効率化や経費の節減」が挙げられました。これは、近年の少子・高齢化社会を背景に、将来の生活に対する不安が表れていると思われます。逆に、「住民に開かれた行政運営の推進」に対する期待は少なく、住民のまちづくりに対する積極性がやや薄いといえます。

| | 期待している | どちらともいえない | 期待していない | 無回答 |
|-----------------------|--------|-----------|---------|------|
| Q9④ 保健・医療・福祉の充実 | 59.5 | 21.5 | 9.8 | 9.2 |
| Q9⑨ 行政の効率化や経費の節減 | 54.7 | 25.5 | 10.7 | 9.1 |
| Q9① 地域の特性を活かしたまちづくり | 54.7 | 24.5 | 12.5 | 8.3 |
| Q9⑥ 産業の活性化 | 53.9 | 24.5 | 12.8 | 8.8 |
| Q9③ 若者の定住化促進 | 51.5 | 24.3 | 15.5 | 8.7 |
| Q9② 道路整備等、広域的視点からの事業 | 48.7 | 28.7 | 12.6 | 9.9 |
| Q9⑤ スポーツ・文化・生涯学習等の活性化 | 45.3 | 34.2 | 10.7 | 9.8 |
| Q9⑧ 住民に開かれた行政運営の推進 | 44.8 | 33.8 | 12.2 | 9.2 |
| Q9⑦ 行政基盤強化による、大規模事業 | 33.2 | 38.3 | 17.5 | 11.0 |

n=3,396

③新しいまちづくりにおいて優先すべき視点

最も多かったのが「健康・福祉を重視するまちづくり」で、続いて「産業振興を重視するまちづくり」「生活環境を重視するまちづくり」となっています。

ここからも、少子・高齢化社会に対応した保健・医療・福祉の充実と、産業振興による生活の糧の確保、自然環境の保全が当地域の最重要課題と捉えている人が多いことがわかります。

| 優先順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|----------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|
| まちづくりの視点 | ③健康・福祉を重視するまちづくり | ②産業振興を重視するまちづくり | ①生活環境を重視するまちづくり | ④教育・文化を重視するまちづくり | ⑤住民自治を重視するまちづくり |
| 優先順位 | 2.49 | 2.66 | 2.72 | 3.21 | 3.71 |

$$\text{優先順位} = \frac{\text{「1位」} \times 1 \text{点} + \text{「2位」} \times 2 \text{点} + \text{「3位」} \times 3 \text{点} + \text{「4位」} \times 4 \text{点} + \text{「5位」} \times 5 \text{点}}{\text{有効回答数}}$$

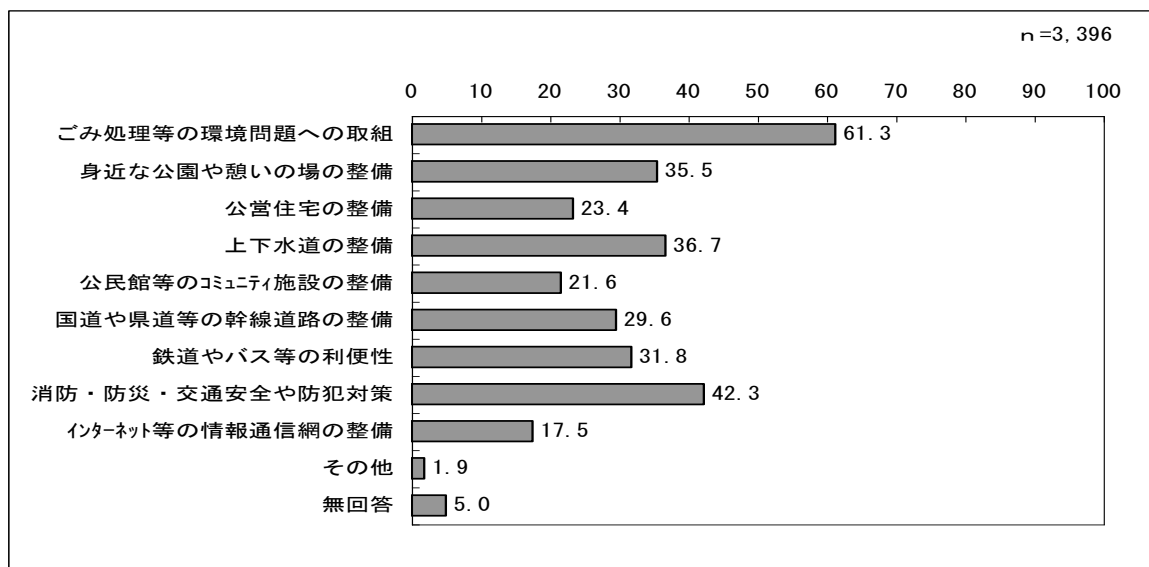
- * この算出法では、「優先順位点」は1.00点～5.00点の間に分布し、3.00点が中間値となります。
- * 1.00点に近いほど優先順位が高く、逆に5.00点に近いほど低いということになります。

④新しいまちづくりにおいて重点的に進めてほしい施策

ア. 生活環境

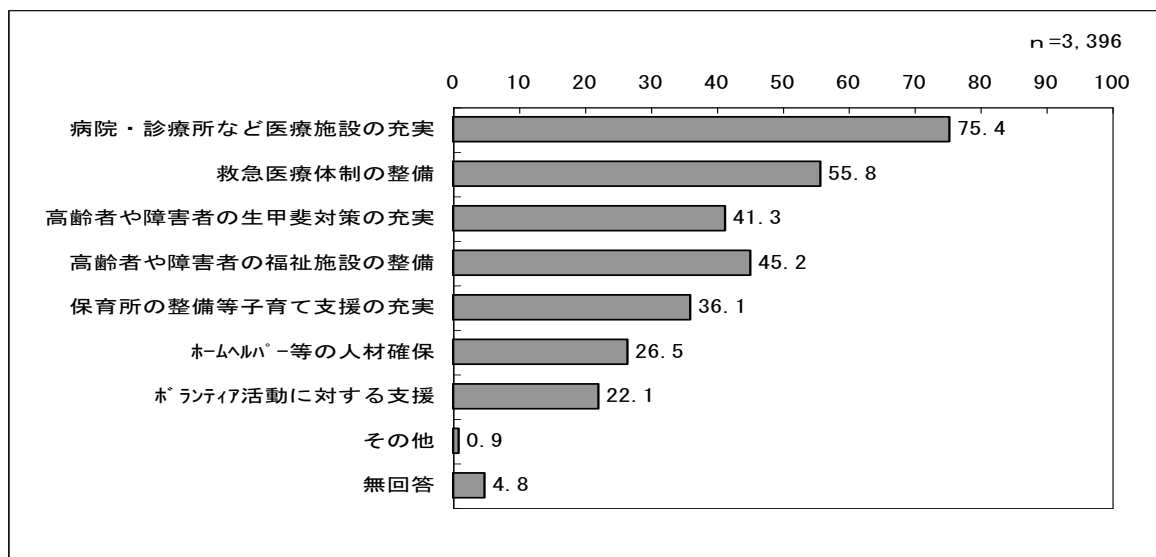
6割以上の方が「ごみ処理等の環境問題への取り組み」と回答しており、ごみ処理体制の整備と循環型社会の実現に向けた施策に重点的に取り組む必要があるといえます。

一方、生活満足度において満足度が低かった交通機関については、ここでは幹線道路や公共交通網の整備を挙げる人が意外と少ない結果となっています。



イ. 保健・医療・福祉

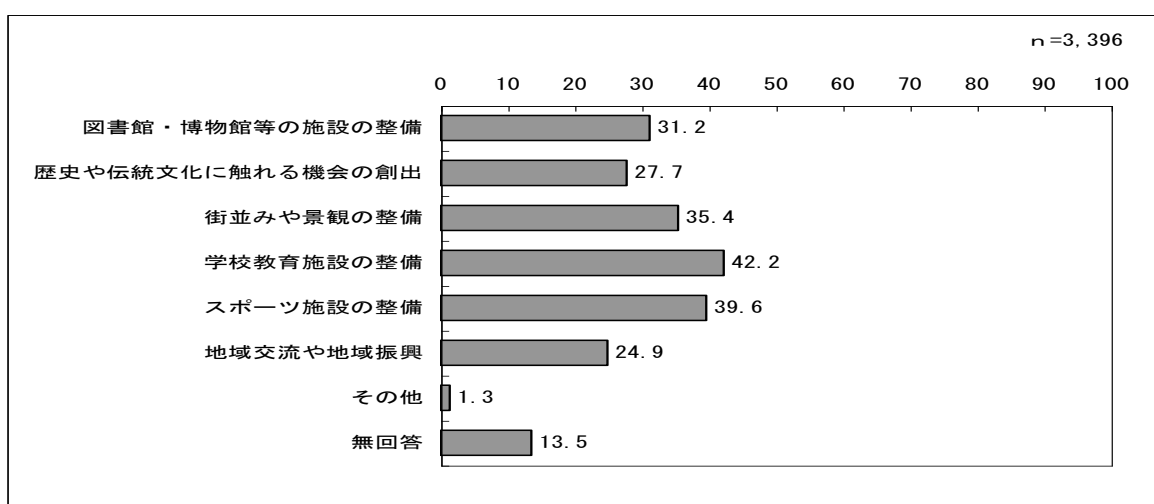
「病院・診療所など医療施設の充実」や「救急医療体制の整備」を望む声が多く、安心して生活できる環境が求められています。地域の中核となる医療機関の機能強化とかかりつけ医の促進を図るとともに、保健・医療・福祉分野の各機関のネットワーク化・情報共有化により連携を強化し、地域全体で見守る体制が必要といえます。



ウ. 教育・文化

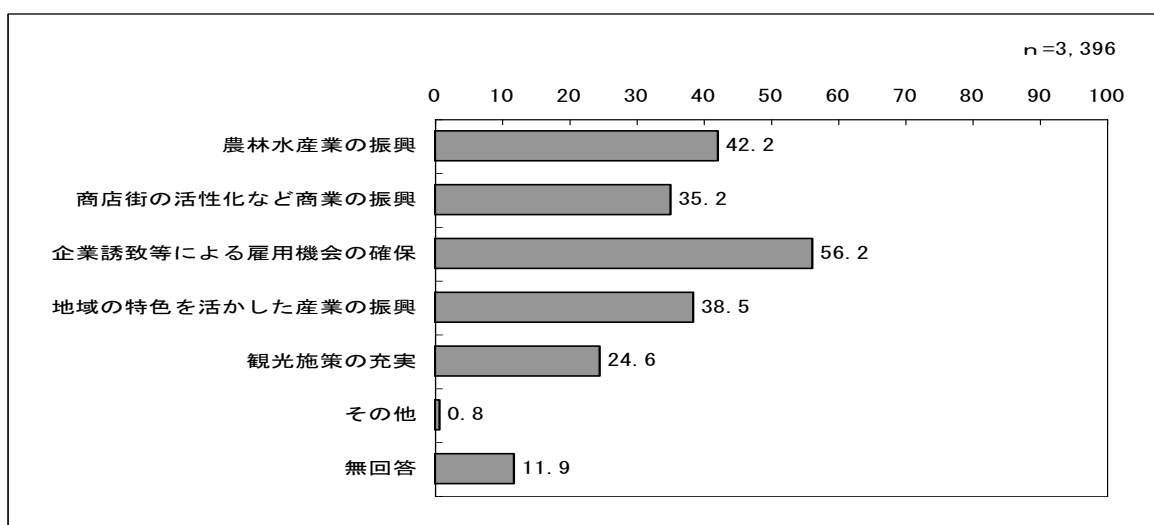
学校教育施設やスポーツ施設の整備などに対し約4割の方が重点的に取り組むべきであると回答しています。

合併によって重複してくる公共施設もあることから、統廃合も含めた適正配置と効率的な運営・投資を検討するとともに、有効活用されるようなソフト面での施策の充実も必要だと思われます。



エ. 産業・経済

「企業誘致等による雇用機会の確保」が最も多くなっており、若者の定住促進において、働く場の確保は最重要課題といえます。しかしながら、昨今の社会情勢を勘案すると、外部からの企業誘致は容易ではないため、企業誘致への取り組みを進める一方で、いわゆるベンチャー企業^(注1)に対する支援やコミュニティビジネス^(注2)と呼ばれる地域密着型の企業活動を促進するなど、内発的な起業支援を積極的に行っていくことが重要であると考えられます。



(注1) 専門技術を駆使して新事業を開発する創造的企業。

(注2) 地域の経営資源を利用し、地域住民が主体となってビジネスとして地域問題に取り組んでいく活動。

2) 住民説明会の実施

住民の方々を対象に、市町村合併に関する「住民説明会」を開催し、任意協議会において確認された合併に関する事項についての説明・報告と住民との意見交換を実施しました。

■実施概要

| | |
|------|---|
| 対象者 | 木造新田地域 5 町村に居住する住民の方々 |
| 開催日 | 平成 15 年 6 月 9 日～平成 15 年 6 月 13 日 計 5 回 |
| 参加者数 | 総数 284 人 (内訳) 木造町 (6/10) 72 人 森田村 (6/13) 51 人 柏 村 (6/11) 61 人 稲垣村 (6/ 9) 52 人 車力村 (6/12) 48 人 |
| 説明内容 | ①「合併の必要性」について ②「期待される合併の効果」について ③「懸念される合併の課題」について ④「これまでの経緯」について ⑤「法定協議会のこれから」について ⑥「新市のまちづくり」について ⑦「新市の名称募集」について |

■主要要望事項

| 要望事項 |
|---|
| 財政シミュレーションでは、議員及び職員の減による人件費の削減を見込んでいるようだが、住民サービスが低下しないようにしてほしい。 |
| 窓口業務以外のことは「本庁に聞かなければわからない」ということのないように、「支所」の役割を十分検討してほしい。 |
| 定住対策や雇用対策に重点を置いた、近隣市町村に劣らない「魅力あるまちづくり」を掲げた「建設計画」を策定してほしい。 |
| 合併後、財政再建団体にならないよう適切な財政計画にしてほしい。 |

第7節 新市の課題

地域を取り巻く社会背景や当地域の概況、住民の意向等から、新市において取り組むべき課題として、下記の点が挙げられます。

1) 少子・高齢化社会への対応

保健・医療・福祉の充実が住民が最も期待し、最優先で取り組むべきであるとしている項目であり、その背景のひとつに、急速に進展する少子・高齢化社会のなかで、核家族化に伴ってひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している現状があります。（本章第3節 参照）

5町村のうち柏村を除く4町村が過疎地域の指定を受けていることを見ても、総人口の減少と少子・高齢化が進行していることは明らかであり、これらに対応していかなければなりません。

こうした現状を踏まえ、すべての住民が安心して生活できるように、保健・医療体制や健康・福祉施策の充実を図るとともに、地域全体で支え合う社会を構築していく必要があります。

2) 基幹産業の活性化

当地域の基幹産業は平野部の稲作、山間部の稲作とりんごの複合、屏風山地帯の畑作、さらに零細な沿岸漁業がその中核をなす第1次産業ですが、農林水産業を取り巻く社会情勢の悪化に加え、ここ10年間での第1次産業従事者の大幅な減少と高齢化が当地域における基幹産業を一層厳しい状況に追い込んでいます。（本章第3節・第4節 参照）

基幹産業の安定は、地域の特性を活かしたまちづくりを推進していくうえでの大きな要素であるとともに、小売業などの商業や小規模サービス業など地域全体の経済を活性化することから、生産基盤の整備とともに、生産品の高付加価値化と高生産性の確保などにより魅力ある農業経営を確立し、後継者を育成していかなければなりません。

3) 生活環境の充実

いつまでも暮らし続けたい地域づくりにおいて、より快適で安全な生活環境の整備は極めて重要な要素であります。住民アンケートにおいても、新しいまちづくりにおける視点において「健康・福祉」「産業振興」に次いで「生活環境」を重視しており、ごみ処理等の環境問題に対する関心が高いことがうかがえます。（本章第6節 参照）

また、冬期間における地域特有の厳しい気候は、通勤・通学など住民の日常生活に大きな影響を及ぼしており、除雪対策や防雪設備など道路環境の充実が求められています。

衛生的で快適な生活環境の整備に取り組むとともに、子どもからお年寄りまで安心して暮らせる防災や交通安全、防犯体制の充実が新市の課題といえます。

4) 若者の定住促進

当地域の持続的な発展のためには、生産年齢人口の維持が不可欠です。働く場の確保や日常生活における不便さを不満にもつ住民も多く（本章第6節 参照）、雇用対策や日常生活の利便性の向上、地域のイメージアップと郷土への愛着・誇りの醸成等によって若者の流出を防ぎ、定住促進を図っていくことが大きな課題となっています。

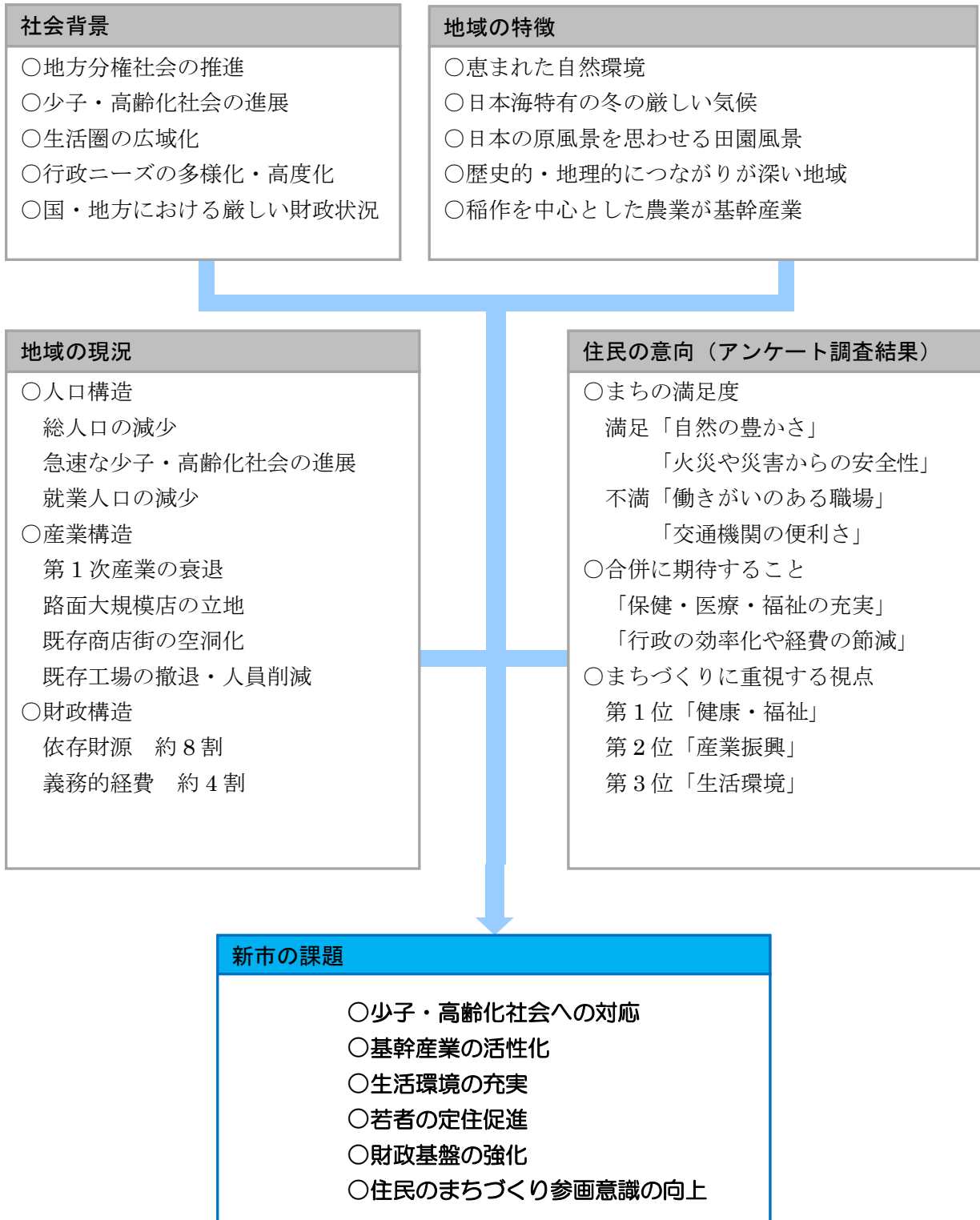
5) 財政基盤の強化

当地域の財政状況は依存財源に大きく頼る構造になっており、歳入全体の約8割を占めています。（本章第5節 参照）

国・地方を通じた財政状況の悪化といった社会背景をもとに、交付税や補助金等の見直しも検討されていることから、施設の統廃合や運営組織の効率化、徹底した経費節減によって財政基盤を強化していく必要があります。

6) 住民のまちづくり参画意識の向上

住民のニーズが多様化・高度化し、一方で厳しい財政状況下にある今日、地方分権社会における「自己決定・自己責任」によるまちづくりを推進していくには、行政による施策だけでは限界があり、市民や企業との協働がいかに関われるかがカギとなります。住民意向調査では「住民に開かれた行政運営」に対する期待や「住民自治を重視するまちづくり」への視点が低く、行政まかせの体質やまちづくりに対する参画意識の低さがうかがえることから、より積極的な働きかけと住民参画の仕組みづくりが課題といえます。



第3章 主要指標の見通し

第1節 総人口

今後の新市の総人口を、平成7年と平成12年の国勢調査における年齢別人口を基に、コーホート要因法^(注)によって推計すると、平成27年には約36,600人と、平成12年と比較して約4,800人減少すると予想されます。

しかし、老年人口の総人口に占める割合は増加し、全国・県と比較するとその伸びは鈍いものの、平成27年には30.4%と約3人に1人は65歳以上の高齢者という状況が予想されています。

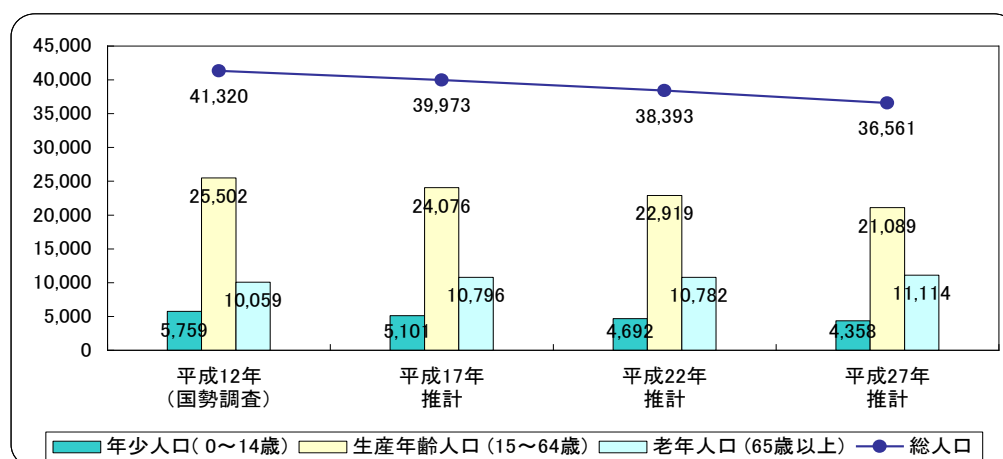
合併を契機に、新たな産業振興による魅力ある就労の場の拡大や子育て支援策等を強力に推進するとともに、快適な生活環境の整備、福祉・教育・文化環境の充実等、総合的なまちづくりを図り、少子化の抑制と若者の定住化による年少人口・生産年齢人口の確保に努めなければなりません。

(注) 男女別・年齢別(5歳階級)人口に生残率・社会移動率等を補正し推計する方法

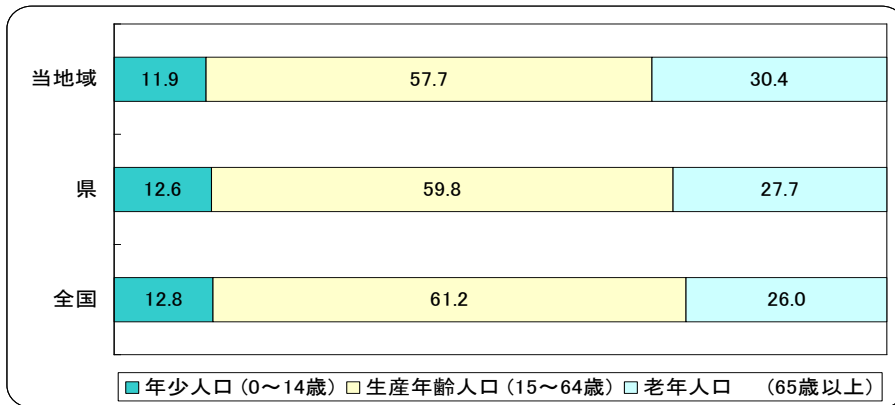
【総人口の推計】

(単位：人、%)

| | 平成12年 (国勢調査) | 平成17年 推計 | 平成22年 推計 | 平成27年 推計 | 増減 (H12-H27) |
|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 総人口 | 41,320 | 39,973 | 38,393 | 36,561 | △4,759 |
| 年少人口 (0～14歳) | 5,759 | 5,101 | 4,692 | 4,358 | △1,401 |
| 構成比 | 13.9 | 12.8 | 12.2 | 11.9 | △2.0 |
| " (県) | 15.1 | 14.0 | 13.1 | 12.6 | △2.5 |
| " (全国) | 14.6 | 13.9 | 13.4 | 12.8 | △1.8 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 25,502 | 24,076 | 22,919 | 21,089 | △4,413 |
| 構成比 | 61.7 | 60.2 | 59.7 | 57.7 | △4.0 |
| " (県) | 65.4 | 63.9 | 62.6 | 59.8 | △5.6 |
| " (全国) | 68.1 | 66.2 | 64.1 | 61.2 | △6.9 |
| 老年人口 (65歳以上) | 10,059 | 10,796 | 10,782 | 11,114 | 1,055 |
| 構成比 | 24.4 | 27.0 | 28.1 | 30.4 | 6.0 |
| " (県) | 19.5 | 22.1 | 24.3 | 27.7 | 8.2 |
| " (全国) | 17.4 | 19.9 | 22.5 | 26.0 | 8.6 |



【平成 27 年度における年齢 3 区分別人口の割合（推計）】



第 2 節 世帯数

世帯数について、平成2年、7年、12年の国勢調査の世帯数を回帰分析（最小二乗法^(注)）によって推計すると、過去10年間の推移から世帯数は増加傾向にあり、平成27年には12,000世帯を超え、1世帯当たりの人員も3.03人と、少子化・核家族化がさらに進行するものと予想されます。

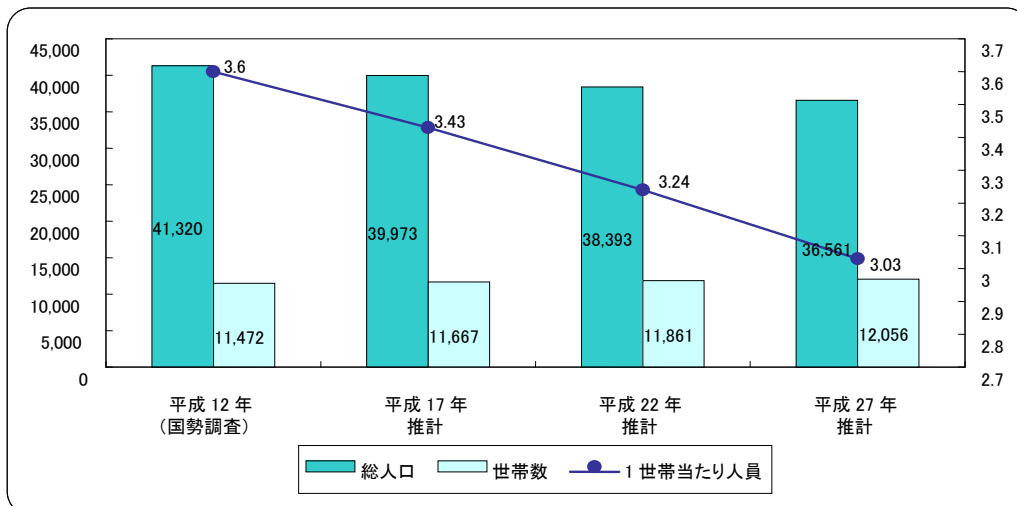
少子化・核家族化の進展は家族の育児力・介護力の低下など社会問題とも大きく関わることから、その意味でも魅力あるまちづくりによる世帯人員の低下の抑制が必要となります。

(注) 過去の人口データを基に、近似的に適合する直線を求め、その直線を将来に当てはめて推計値を求める方法

【世帯数の推計】

(単位：世帯、人)

| | 平成 12 年 (国勢調査) | 平成 17 年 (推計) | 平成 22 年 推計 | 平成 27 年 推計 | 増減 (H12-H27) |
|-----------|-------------------|-----------------|---------------|---------------|-----------------|
| 総人口 (再掲) | 41,320 | 39,973 | 38,393 | 36,561 | △4,759 |
| 世帯数 | 11,472 | 11,667 | 11,861 | 12,056 | 584 |
| 1 世帯当たり人員 | 3.60 | 3.43 | 3.24 | 3.03 | △0.57 |



第3節 就業人口

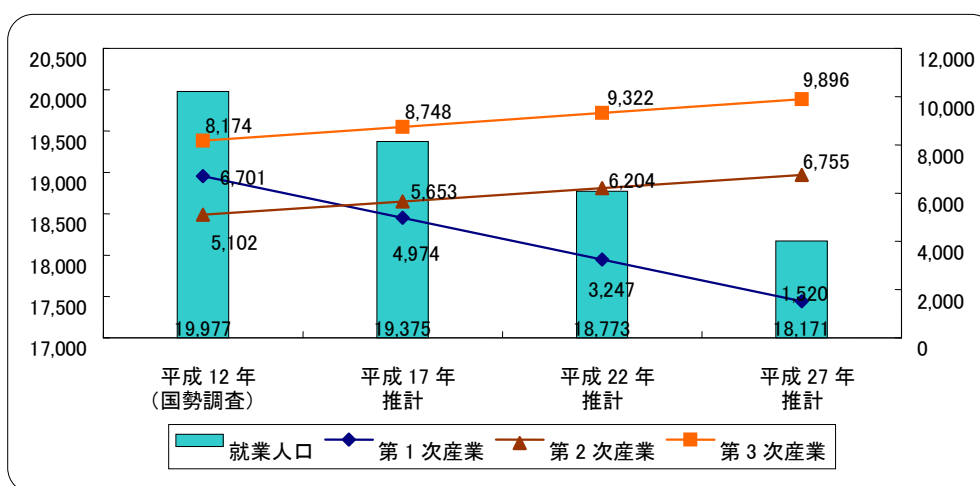
就業人口について、平成2年、7年、12年の国勢調査の就業人口を回帰分析（最小二乗法）によって推計すると、過去10年間で大きく減少した第1次産業就業者数が急激に減少し、かわりに第3次産業就業者数が大きく増加するという推計結果となります。

産業の活性化と就業の場の確保策等により、地域全体の就業者数を確保するとともに、当地域の基幹産業である農業の振興を図っていく上で、生産基盤の整備や生産性の高い農業の確立等によって後継者を育成するなど、第1次産業従事者の確保に努めなければなりません。

【就業人口の推計】

（単位：人、％）

| | 平成 12 年 (国勢調査) | 平成 17 年 (推計) | 平成 22 年 推計 | 平成 27 年 推計 | 増減 (H12-H27) |
|---------|-------------------|-----------------|---------------|---------------|-----------------|
| 総人口（再掲） | 41,320 | 39,973 | 38,393 | 36,561 | △4,759 |
| 就業人口 | 19,977 | 19,375 | 18,773 | 18,171 | △1,806 |
| 対人口割合 | 48.3 | 48.5 | 48.9 | 49.7 | 1.4 |
| 第1次産業 | 6,701 | 4,974 | 3,247 | 1,520 | △5,181 |
| 構成比 | 33.6 | 25.7 | 17.3 | 8.4 | △25.2 |
| 第2次産業 | 5,102 | 5,653 | 6,204 | 6,755 | 1,653 |
| 構成比 | 25.5 | 29.2 | 33.0 | 37.2 | 11.7 |
| 第3次産業 | 8,174 | 8,748 | 9,322 | 9,896 | 1,722 |
| 構成比 | 40.9 | 45.1 | 49.7 | 54.4 | 13.5 |



第4章 新市建設の基本方針

第1節 新市の基本理念

新市は、豊かな自然に恵まれている地域であり、南方に岩木山を望む津軽平野の田園風景ほどこか懐かしく、日本の原風景を感じさせます。その風景は藩政時代の新田開発事業により人々が創り出した歴史の積み重ねであり、この稲作を中心とした歴史が現在の当地域の産業や文化、住民の気質の礎となってきました。

近年、高度な技術化と情報化に伴い、社会環境や日常生活が急速に変化する一方で、豊かな自然や田園風景、伝統文化に癒しを感じる人々や、より安全で健康な食生活を求める人々が増えるなど、社会の成熟により価値の指標が見直される時代となっています。

こうした社会背景の中、新市においては、今日の地方分権時代における個性豊かなまちづくりと自己責任をもった地域の自立を目指し、当地域の恵まれた自然・風土を活かした産業や観光の活性化、人と人とがふれあい思いやるやさしい地域づくり、自らの郷土や歴史・文化を愛し誇れることのできるまちづくりを推進していく必要があります。

このことから、新市の基本理念を「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」と設定し、合併後の新しいまちを創っていくこととします。

新田の歴史が彩る 日本のふるさと

第2節 将来都市像

新市の新しいまちの将来の姿（将来都市像）について、下記のとおり設定し、基本理念と併せてこれからのまちづくりの指針としていきます。

郷土の特性を活かした誇りのもてるまち

ひとつのトレンド^(注)を追い求めていた時代が終り、個性や多様性に価値を認められる成熟した時代になった今日、まちづくりにおいても、いかにその地域の特性を活かし、その独自性を発揮することによって魅力あるまちに育てられるかが大きな視点となります。

当地域の、厳しくも美しい自然環境とそこに根付いた風土、受け継がれた伝統・文化等をこのまちの個性として伸ばし、郷土の個性に誇りと愛着を感じるまちの姿を目指します。

(注) 時代の風潮。流行の様式。

ひと人間を尊重し、思いやりと優しさにあふれるまち

急速な社会変化と生活の都市化は当地域においても例外ではなく、少子・高齢化や環境問題、地域の連帯性の希薄化等は、日本のふるさとを感じさせるあたたかいまちづくりを推進していくうえでの大きな課題といえます。

すべての住民の幸せのために、市民・企業・行政がそれぞれの役割の中で連携しながら活動し、地域全体で支え合うまちづくりを推進し、すべての人の個性が尊重され、お互いを理解し思いやることのできる、優しさにあふれるまちの姿を目指します。

市民の知恵と力で創る活力のあるまち

社会構造の複雑化とともに、まちにおける行政課題も多様化・複雑化しています。住みよいまちを築くためには、行政のみによる施策には限界があり、これからのまちづくりにおいては市民と行政が知恵と力を出し合い、推進していくことが必要です。

市民が積極的にまちづくりに参画し、さまざまな人や組織が連携して活動できる、元気で開かれた活力あるまちの姿を目指します。

第3節 まちづくりの基本目標

新市の基本理念に基づき、新市の将来都市像を実現するための基本目標を下記の通り設定し、新しいまちづくりを推進します。

1) 潤いと誇りに満ちた活力ある産業づくり（産業・経済）

当地域では、稲作を中心とした農業が基幹産業であり、今後も農業振興による産業の活性化が求められています。全国への食の供給基地として、安全・新鮮・美味しさを提供する農業を振興し、農産物の高付加価値化に積極的に取り組むなど、産業として安定した魅力ある農業の発展を推進します。

また、商工業においては既存企業や地場産業の活性化を図るとともに、自然環境や地域資源、歴史的文化を活用した観光、合併による効果的な地域風土のブランド化とその情報発信、生活に根付いた商店街の活性化など、地域の持つ力を最大限に生かした多様な産業振興を目指します。

2) 個性と郷土を大切に作る心豊かな人づくり（教育・文化）

郷土を愛する人づくりは、持続的なまちの発展にとって最も重要なもののひとつであり、生涯にわたって学ぶことができる環境は、心の若さを保つ大切な要素です。

良好な教育・学習環境を整備すると同時に、自然環境や文化財等の地域資源を最大限に活用し、さまざまな体験を通じて、豊かな自然や伝統文化、産業など当地域の誇りを学び、暮らしていくことで、自らの個性を大切に、郷土を愛する人づくりを推進します。

さらに、各地区の地域資源やコミュニティ^(注)を活用しながら、スポーツや文化活動の振興と地域間交流の促進を図り、潤いのある生活と文化の薫り漂うまちづくりを目指します。

(注) 近隣社会。地域社会。

3) 快適とやすらぎのある暮らしづくり（生活環境）

自然環境を次世代に残すという課題は、地球規模で取り組んでいくべき問題であり、当地域の美しい自然風景を守ることは、このまちに住むわたしたちの使命でもあります。

当地域のかけがえのない財産である自然環境を保全し次世代に残すために、環境の大切さをまち全体で共有し、資源循環型社会の確立と一人ひとりの環境に対する意識の向上を促進します。

また、快適で暮らしやすい生活環境を整備するとともに、安心・安全に日々生活できるまちづくりを目指します。

4) 活発な交流とふれあいの拠点づくり（都市基盤整備）

理想とする定住圏の形成には、生活における利便性の確保とともに、時代に柔軟に対応した社会基盤の整備による「人」や「情報」の交流が不可欠であり、その循環がまち全体の活性化につながります。

地域間交通ネットワークや情報通信網などの基盤整備を推進することで利便性を確保するとともに、人々が集い、語り、情報が行き来する活発な交流が展開される新たな拠点の形成を目指します。

5) お互いを認め合い支え合う共生のこころづくり（保健・医療・福祉）

国民の寿命の伸びや出生率の減少により、急速な少子・高齢化が進んでいる社会背景において、住民がいかに安心して健康に恵まれた生活を送ることができるかは、これからの社会にとって極めて大きな課題です。

医療体制の充実・強化、生きがいつくり、介護予防、質の高い在宅生活への支援等の推進とともに、住民がみんなで支え合うという地域の連帯感の醸成を図り、一人ひとりができるだけ、地域や社会との関わりの中で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

6) みんなで考え実行するまちづくり（行財政運営）

社会情勢や住民ニーズの変化、権限移譲などにより、市町村における行政分野は量的に増大するとともに、質的にも多様化・高度化してきています。地方分権が推進される中、まちの独自性と自立を実現させるためには、住民が知恵や力を出しあってまちづくりに参画していくことが、これからの行財政運営において最も重要な要素のひとつとなります。

財政状況が厳しい現実において、社会情勢に対応した組織や機構の改革、効率のよい事務事業の実施等による健全な行財政運営を図るとともに、市民の積極的な行政参画により、各分野における当地域のポテンシャル^(注)を最大限発揮できるまちづくりを目指します。

(注) 潜在力。潜在的可能性。

基本理念

新田の歴史が彩る 日本のふるさと

将来都市像

郷土の特性を活かした
誇りのもてるまち

ひと
人間を尊重し、思い
やりと優しさにあふ
れるまち

市民の知恵と力で創
る活力のあるまち

新市の課題

少子・高齢化社会への対応

基幹産業の活性化

生活環境の充実

若者の定住促進

財政基盤の強化

住民のまちづくり参画意識
の向上

基本目標

潤いと誇りに満ちた活力ある産業づくり
—産業・経済—

個性と郷土を大切に作る心豊かな人づくり
—教育・文化—

快適とやすらぎのある暮らしづくり
—生活環境—

活発な交流とふれあいの拠点づくり
—都市基盤整備—

お互いを認め合い支え合う共生のこころづくり
—保健・医療・福祉—

みんなで考え実行するまちづくり
—行財政運営—

第4節 土地利用・地域別整備の方針

1) 土地利用の基本方針

合併後の土地利用においては、社会的、経済的、歴史的な諸条件に十分配慮し、市街地的土地利用、農業的土地利用との調和を図るとともに森林の適正な整備及び保全に配慮し、長期的展望に基づき、適正かつ合理的な土地利用に努めることとします。

なお、新市においては、国土利用計画法に基づいた土地利用計画を策定し、適正な土地利用の確保を図ります。

2) 地域別整備の方針

新市は、地形や機能等により「都市機能ゾーン」「生活・地域交流ゾーン」「商・工業拠点ゾーン」「農業生産・水産振興ゾーン」「観光ゾーン」「スポーツ・レクリエーションゾーン」の6つのゾーンに分類することができます。

都市機能ゾーン

現木造町役場周辺から国道101号沿いのエリアを、新しいまちの「核」となる地域として位置づけ、新市庁舎等の意思決定機関や行政サービス、情報発信等新市の中核的な機能を集積し、商業の拠点となる地域と直結した都市機能の拠点として整備します。

生活・地域交流ゾーン

これまで地域住民の日常生活に携わってきた役場及びその周辺を「生活・地域交流ゾーン」として位置づけ、行政窓口サービスや保健・福祉、コミュニティ活動など、住民に密着したサービスや地域交流が実施されるエリアとしてのさらなる機能強化を図り、支所や保健・福祉施設、教育・文化施設等の公共的施設の有効利用に努めます。

商・工業拠点ゾーン

国道101号沿線と県道妙堂崎五所川原線周辺に大型商業施設が立地しており、今後もこれらの地区を中心とした商・工業ゾーンを形成し、利便性の高い商・工業の拠点として整備します。

また、この地域は他の圏域から来市する際の入り口となることから、当エリアを新市の「顔」として、自然と調和した景観や地域のイメージに配慮した街並みの整備を図ります。

農業生産・水産振興ゾーン

土地利用の中心である稲作地帯や屏風山一帯の田畑においては、引き続き農産物の生産ゾーンとして生産性の向上を図るとともに、地域特性に合った新規作物の研究・開発を促進していきます。

また、日本海沿岸の良好な漁場を有効活用した漁港の整備や花卉園芸、畜産、有機農法、バイオテクノロジーによる高付加価値農業の推進により、安全な「食」の供給基地としてのさらなる発展を図ります。

観光ゾーン

亀ヶ岡石器時代遺跡や石神遺跡、出来島海岸沿いの埋没林等を中心に、古代のロマンにふれる観光ゾーンを整備するとともに、岩木山を望む田園風景やベンセ湿原、地吹雪、各地域から湧き出る温泉等の豊かな自然資源を有効活用した、この地域でしか体験することのできない、連綿と続く歴史の体験と癒しのゾーンを形成します。

また、景観に配慮した道路や遊歩道、あたたかみを感じる商店街の整備等により、各資源と生活の拠点を結ぶネットワークを形成し、地域に根ざした生活や人々とのふれあいそのものが観光資源として機能するよう整備します。

スポーツ・レクリエーションゾーン

当地域の東側を流れる岩木川河川沿いにスポーツ施設や自然公園等、人々が集いやすらげる場を整備し、新しいまちのコミュニケーションの拠点ゾーンを形成します。

また、つがる地球村、亀ヶ岡公園、出来島海水浴場、岩木川河川公園等の既存施設の機能をさらに充実させ、市民や観光客のスポーツ・レクリエーションの場として有効活用します。

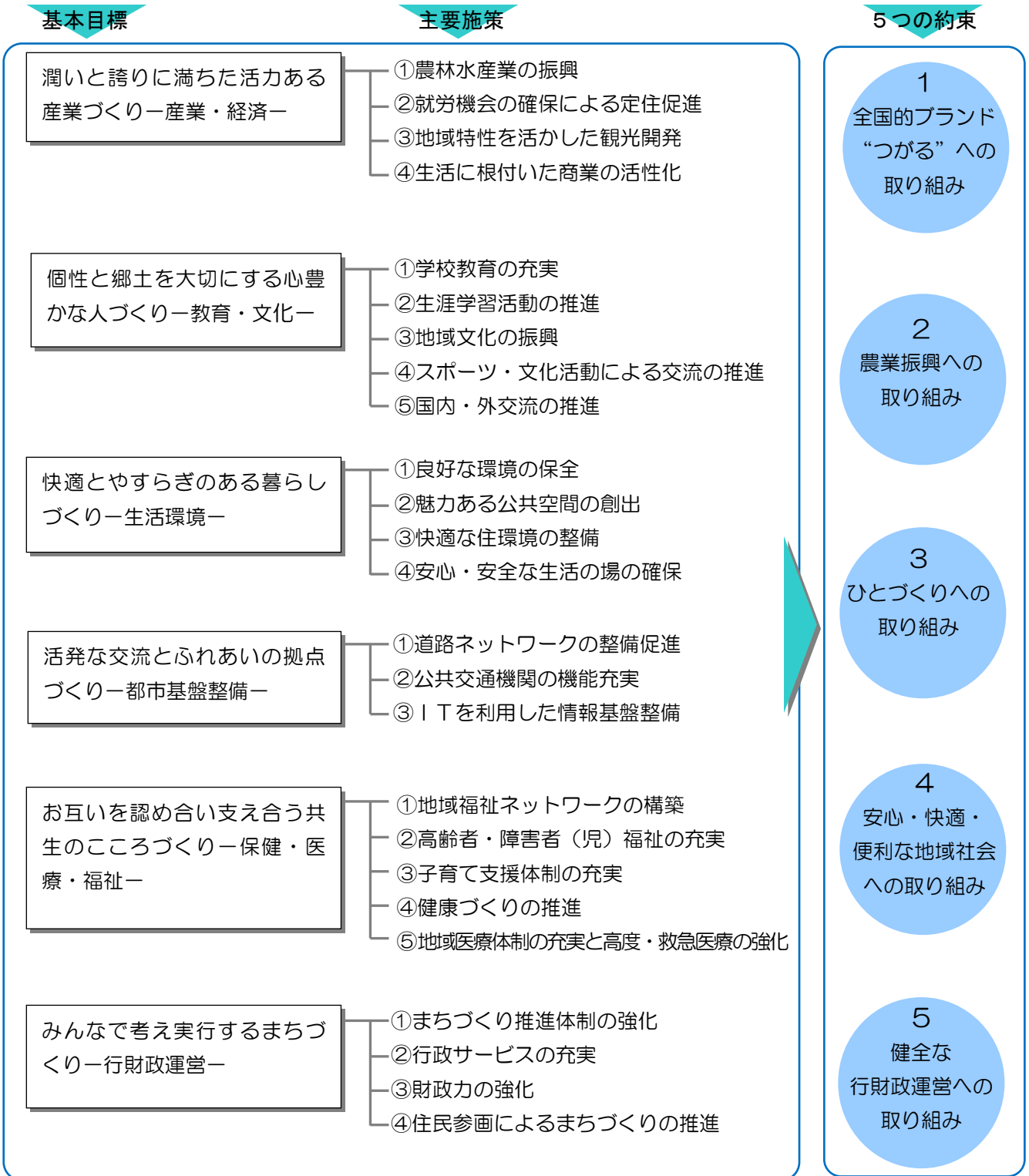
ー土地利用構想 イメージ図ー



第5章 新市の施策

第1節 施策体系

第4章で掲げた基本目標を具現化するために下記の主要施策を実施していきます。新市の施策を体系化すると下記の通りとなります。



第2節 日本のふるさと“つがる市” 5つの約束

基本目標を具現化するための施策のうち、特に重点的に取り組むべき事業を下記の通り掲げ、“つがる市”における5つの約束として実施していくこととします。

その1. 全国的ブランド“つがる”への取り組み

食や自然、伝統・文化など、新市の地域特性を「つがる」ブランドとして全国発信し、農業・商工業・観光・文化イベント等あらゆる分野の総合的なイメージ戦略に取り組むことで、地域の活性化と郷土に対する誇りの醸成を図ります。

- ◆「つがる」総合ブランド化事業
- ◆有機農業の推進
- ◆歴史的遺産・文化財の保全・整備

その2. 農業振興への取り組み

つがる市の新たな農業の可能性を見出すための取り組みとして、屏風山地帯における新規作物の研究・開発を進めることで、青森県の推奨する「冬の農業」の確立を目指します。

また、生産物直売施設及び加工施設の整備を進め「地産地消」の促進を図るとともに、産地間競争に勝ち残るための「つがる」ブランド戦略のひとつとして、堆肥化体制の充実による有機農産物等の生産の積極的な支援を展開し、高付加価値化販売への取り組みを推進します。

- ◆屏風山地帯新規作物研究開発事業
- ◆「地産地消」のまちづくり事業
- ◆農産物加工残渣・生ごみ等堆肥化事業
- ◆高付加価値化販売推進事業

その3. ひとづくりへの取り組み

学校教育に力を注ぎ、教育指導体制の強化と教職員の研修の充実、公立学校の校舎建設等により教育環境の質の向上を目指します。

基礎学力の向上と地域の歴史・文化の継承を図るために、読書活動の推進と伝統文化継承の拠点づくりを進めるとともに、運動公園等を整備し、活発なスポーツ活動を促進します。

- ◆教育委員会事務局への指導課の設置
- ◆公立学校校舎の整備
- ◆「図書館等総合情報センター（仮称）」の整備
- ◆「つがる匠の館（仮称）」の整備（廃校利用）
- ◆運動公園の整備

その4. 安心・快適・便利な地域社会への取り組み

地域における高度医療体制の充実と温泉を活用した健康増進施設の整備により、健康でいきいきとした暮らしの促進を図ります。

また、環境問題への取り組みとして、ごみ処理施設の整備も含めた計画的なごみ処理事業を実施するとともに、斎場の統合整備やコミュニティバスの運行、大型S・C内への出張所設置等、生活基盤の整備を進め、快適で便利な地域社会の形成に取り組みます。

- ◆ 地域医療体制強化対策事業
- ◆ 地域資源活用型健康増進施設の整備
- ◆ 一般廃棄物最終処分場閉鎖及び最終処分場建設
- ◆ 斎場の統合整備
- ◆ バス事業の再編成
- ◆ 大型S・C内への出張所設置

その5. 健全な行財政運営への取り組み

事務事業の効果や効率性、公平性等を内部及び外部機関によって評価するシステムを導入するなど、徹底した行財政改革に取り組みます。

- ◆ 事務事業評価システムの導入
- ◆ 新市総合計画の策定
- ◆ 中期財政見通しの作成及び公表

第3節 分野別推進事業

1) 潤いと誇りに満ちた活力ある産業づくり（産業・経済）

全国へ安全・新鮮・美味しさを提供する「食の供給基地」として、農産物に高付加価値を付けていくことで、新市名称「つがる」のブランド化を確立し、地域の独自性と優位性の確立を図ります。また、新市の農産物を新市で消費する「地産地消」の推進や販路拡大等による需要の掘り起こしに取り組むとともに、生産基盤の整備や徹底したコストの低減化、農業経営の近代化を図り、安定した農業経営の確立と担い手育成による農業の振興を図ります。

商工業においては企業誘致を進める一方、既存企業や地場産業の振興に努めることで新たな雇用の創出と地域の活性化を促進し、若者の定住促進を図ります。

観光では、自然環境や歴史的文化の活用、農業との連携などにより効果的に地域風土を「つがる」ブランドとして確立し、積極的に情報発信することで、滞在型観光の振興を目指します。

【主要施策】

①農林水産業の振興

安心・安全な農産物産地として特別栽培や「土づくり」への取り組みなど有機農法の導入による農産物の高付加価値化を推進するとともに、農業施設の近代化・共同化による生産コストの低減と均一な農産物を生産することで、競争力の高い「売れる農産物」づくりを推進します。併せて「地産地消」への取り組みや農協との連携による契約販売の開拓等により販路拡大を図り、安定した農業経営の確立に努めます。

また、かんがい排水施設や基幹農道の整備などの農業生産基盤の整備や農用地の集積促進による生産性の向上と農業経営の規模拡大、複合経営の推進等により、農業所得の向上を図るとともに、誇りと意欲を持った経営感覚のある農業就業者の育成に取り組み、地域の基幹産業として持続性のある農業振興を図ります。

さらに、産業の各分野が連携し、消費者ニーズを把握しながら、農産物を加工した新たな特産品の創出を推進するとともに、近年、需要が拡大している健康食材としての薬用植物に着目し、当地域における新たな農業への可能性を見出すための研究体制を充実させることで、青森県が推奨する「冬の農業」の確立を目指します。

②就労機会の確保による定住促進

商業施設や工場、研究機関等の誘致を推進し、雇用の場の創出に努めるとともに、地場産業

の活性化やコミュニティビジネス等の振興等、内発的な産業の振興と新たな起業を積極的に支援し、就労機会の確保と若者の定住化を図ります。

また、就業の受け皿状況等について積極的に情報収集や情報提供を行うことにより U・J・I ターンを支援し、地域の活性化を図ります。

③地域特性を活かした観光開発

各地域の美しい自然や田園風景、伝統文化や歴史遺産等を活用し、また、安らぎや癒し、ふれあいなどをテーマとしたグリーンツーリズム^(注)を展開するなど、各分野・関係機関が連携し一体となって体験型・長期滞在型観光の開発を推進するとともに、貴重な観光資源を大切にし、その整備と保存に努めます。

(注) 都市住民が農山村地域に滞在し、農山村の自然や文化、人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

④生活に根付いた商業の活性化

利便性の高い商業施設による商業ゾーンの確立とともに、地域の色、味、風景を活かした魅力ある商店街づくりを推進し、消費の場としてのみならず、人と情報の交流の場、地域の魅力を感じる場としての機能の形成を図ります。

【主要事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|-------------------|---|
| 「つがる」総合ブランド化事業 | 新市名「つがる」を当地域のブランドとして全国発信するための、1次産品・2次加工品・観光・文化イベント等あらゆる分野での取り組みの推進。 |
| 農産物加工残渣・生ごみ等堆肥化事業 | 野菜等の加工残渣や生ごみの堆肥化体制の整備による有機農業の推進。 |
| 屏風山地帯新規作物研究開発事業 | 屏風山地帯における新規作物に関する研究・開発の推進。 |
| 地域農業マスタープランの策定 | 新市の基幹産業である農業の基盤強化に関する基本構想の策定。 |
| 複合経営推進強化対策事業 | 高品質・良食味米生産によるブランド化の推進と野菜等との複合経営への支援による農業所得の向上。 |
| 「地産地消」のまちづくり事業 | 学校給食への食材供給の拡大や道の駅・地域の特産品センター施設のネットワーク化による、流通業者等と提携した地場産品の直営販売システムの構築。 |
| 高付加価値化販売推進事業 | 青森県特別栽培農産物の認証による優位販売や契約取引の開拓等、高付加価値化販売に向けた戦略の推進。 |
| 商店街活性化対策事業 | 制度資金の活用による店舗の近代化や駐車場の整備等、新市商工会との連携による商品の多様化や接客技術の向上。 |

2) 個性と郷土を大切に作る心豊かな人づくり（教育・文化）

学校教育では、適正な学区編成と教育指導体制の強化、教育施設の整備などにより、教育環境の充実を図ります。

また、亀ヶ岡石器時代遺跡・石神遺跡等の歴史的遺産や文化財の保護・活用に努めながら、当地域の自然の美しさや受け継がれてきた伝統文化の重要性、築き上げられた産業への誇りを「再認識」できる場を積極的に創出するとともに、芸術・伝統文化の活動を積極的に支援し、心豊かな人づくりと文化の薫り漂う地域づくりを目指します。

さらに、地域資源を有効活用してスポーツや文化活動の振興を図り、地域内外の交流を促進することで、お互いを大切にする気持ちと郷土を愛する心の醸成を図ります。

【主要施策】

①学校教育の充実

減少する児童・生徒数に対応した適正な学区編成による小・中学校の統合を推進することで、複式学級の解消や団体活動の活性化、交流の広域化等を図るとともに、老朽化した校舎の改修や児童・生徒の安全管理の強化を進めるなど、安全で充実した学校教育の環境を整備します。

また、教育指導体制を強化し、教職員の研修を充実させることで、児童・生徒の学力の向上を目指すほか、地域社会と学校が一体となった教育環境づくりに努めます。

さらに、まちの誇れる産業や歴史、伝統文化の役割や重要性について自ら調べ、体験する機会を創り、ふれあいの中から郷土を愛し誇りに感じられる教育を推進します。

②生涯学習活動の推進

社会教育の拠点となる施設の充実を図り、施設間や各種機関・団体との連携を強化することにより、生涯学習活動を推進する体制の整備と市民の学習ニーズに対応した講座の充実に努めるとともに、男女共同参画の意識を醸成するための学習機会の充実に努めるなど、生きがいと潤いをもって生活していくことを支援します。

また、普段の何気ない暮らしの中にある、地域の誇れる産業や歴史・文化などの独自性を発見できるような「再認識」の場を設け、自ら生活する郷土を知り、再発見する機会づくりに努めます。

③地域文化の振興

伝統ある地域文化が市民や他地域の人たちに親しまれるよう、気軽に参加し、体験できる機会を創出するとともに、歴史的遺産や文化財の保護、既存の資料館等の統合整備の検討及び後継者の養成に努め、地域に根ざした伝統・文化の継承と振興を推進します。

また、良質の芸術文化に触れ、参加できる機会の充実を図り、創造性豊かで文化の薫り高いまちづくりを推進します。

④スポーツ・文化活動による交流の推進

現在ある各地区のスポーツ施設及び交流センターの有効活用や運動公園の整備を促進し、市民がスポーツや文化活動を通して交流できる環境の整備とイベント等の開催に取り組んでいきます。

また、全国規模の大会等の招致や、他地域の団体等を招待するなど、さまざまな人との交流を促進します。

⑤国内・外交流の推進

現在車力村にて行っている姉妹都市の提携による国際交流事業及び森田村や柏村で行っている国内交流を引き続き推進するとともに、語学指導を行う外国青年招致事業の拡大などによる国際理解教育の推進、ボランティア通訳の育成・確保やホームステイの受け入れ促進など、市民レベルにおける交流を促進し、人と人とのふれあいのなかから、違った環境、違った価値観の相互理解を促進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------------------|---|
| 教育委員会事務局への指導課の設置 | 新市の教育施策の速やかな一体性の確保を図るための「指導課」の設置。 |
| 「義務教育施設整備計画」の策定 | 老朽化や統合に伴う公立小・中学校の校舎建設・整備を計画的に推進するための計画策定。 |
| 図書館等総合情報センター（仮称）の整備検討 | 学校教育・生涯学習の拠点となる図書館の整備及び各図書室や小・中学校とのネットワーク化の促進による地域住民の蔵書利用の推進と、読書を習慣づけることによる基礎学力の向上、地域の歴史に関する蔵書収集等による伝統文化の継承。（教育センター機能を併設） |
| 運動公園等の整備検討 | スポーツ活動の拠点施設の整備促進。（既存施設の状況を精査の上、公園機能を含め検討） |
| 新市スポーツ・文化イベントの創設 | 新市の速やかな一体化（市民の一体感の醸成）を図るための、市民を対象としたスポーツ・文化イベントの開催や全国規模の大会の招致。 |
| 歴史的遺産整備及び伝統文化継承事業 | 石神遺跡等の歴史的遺産の保全及び地域に伝わる伝統文化を継承するための展示・研修施設の整備。 |
| 国際交流等推進事業 | J E Tプログラム・姉妹都市交流・学校間交流・青少年海外派遣の推進。 |

3) 快適とやすらぎのある暮らしづくり（生活環境）

自然環境と共生した潤いのある都市を目指すため、適正なごみ処理体制や下水処理施設などの基盤整備を継続的に進め、環境・エネルギー問題に配慮した地球に優しいまちづくりに努めます。

また、快適で暮らしやすい生活環境の確保の面から、公園や緑地などの憩いの場など魅力ある公共空間の創出を推進するとともに、住宅等の生活の場を整備し、若者の定住促進を図ります。

さらに、安心・安全に日々生活できる環境づくりとして、災害対策や交通安全対策、防犯対策の充実を図り、また、コミュニティ組織を積極的に活用するなど、まちぐるみで良好な生活環境づくりに取り組みます。

【主要施策】

① 良好な環境の保全

自然環境と都市が調和した潤いのある環境づくりを図るため、新市の土地利用の約6割を占める農用地と市民生活が調和した良好な環境の整備・保全に努めます。

また、老朽化した斎場の整備を検討するとともに、ごみの減量化や処理体制の整備等、資源循環型社会への取り組みを積極的に進めるほか、河川の水質保全と生活の快適性を高めるため、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの下水処理施設について、地域の実情に即した整備手法を検討するなど、新市全体の均衡のとれた生活環境の整備に向け、積極的に事業を推進していきます。

② 魅力ある公共空間の創出

生活環境をより魅力的なものとするため、景観に配慮した公共空間を創出します。

街並みや景観に配慮しながら、居住空間の改善に努め、今後市街化が進む地域では、公園や緑地等ゆとりが感じられるオープンスペース^(注)の充実を図ります。

(注) 都市における、建物などのない空いたゆとり空間。

③ 快適な住環境の整備

良質で低廉な公営住宅を整備・供給することにより、低所得者等に対する社会福祉に努めます。また、各世代のニーズを積極的に取り入れた住環境を整備することで、若者の定住意欲の向上につなげるとともに、住宅等の受け皿状況の情報収集（提供）や管理体制の整備促進により、U・J・Iターンを積極的に支援します。

なお、宅地開発については、新市の土地利用計画に基づき、良好な住環境を有する住宅団地の形成を誘導します。

④安心・安全な生活の場の確保

消防・防犯体制の強化を進めるとともに、津軽特有の雪害や地震・火災・水害などの災害、交通事故等から住民の生命と財産を守るための対策の充実を図ります。

コミュニティを積極活用し、市民・地域・行政の連携・協働による地域ぐるみでの安心・安全なまちづくりを推進します。

【主要事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------------|---|
| 下水処理施設整備の促進 | 地域ごとに適した整備手法（公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽）を検討の上、計画的な整備の促進。 |
| 斎場の統合整備の促進 | 老朽化した斎場の統合を踏まえた計画的な整備の促進。 |
| 「新市ごみ処理基本計画」の策定 | 合併関係市町村の廃棄物処理施設の整備と一般廃棄物最終処分場の建設を見据えた「ごみ処理基本計画」の速やかな策定による、廃棄物の円滑かつ適正な処理に向けたごみ処理事業の計画的な推進。 |
| 公営住宅整備の促進 | 低所得者・高齢者層及び新たな居住者などの幅広いニーズに対応した公営住宅の整備促進。（老朽住宅の建て替え含む） |

4) 活発な交流とふれあいの拠点づくり（都市基盤整備）

交流基盤として道路ネットワークの整備を推進し、新市の一体化の確保と「人」「モノ」「情報」の広域的交流促進による地域の活性化を図るとともに、冬期間の交通事情に対応した基盤整備に努めます。

また、バスを中心とした公共交通の機能を充実させ、特に子どもや高齢者、障害者にとって利便性の高いサービスの提供に努めます。

さらに、最新技術を最大限利用し、高度情報化社会に対応した情報基盤整備を積極的に推進します。特に高速情報通信網を整備し、日常生活においてさまざまな情報を入手して活用したり、積極的に地域や企業情報を発信したりするなど、インターネットを積極活用できる環境整備を推進します。

【主要施策】

①道路ネットワークの整備促進

新市の連携強化や一体性を確保するため、幹線道路の機能強化を進めます。特に国道 101 号につながるバイパスや各地域・主要施設（支所等）間を結ぶ道路ネットワークの整備促進により、新市内や周辺市町村との円滑な交通を確保します。

また、冬期間の道路事情の改善に努め、除雪対策の充実や防雪柵・流雪溝の設置等を推進します。

②公共交通機関の機能充実

道路基盤の整備と並行して、旧町村単位で運行している福祉バス・スクールバス等の統合や「地域循環バス（仮称）」の創設など、バスサービス体制を再構築し、市民の誰もが公共交通機関により新市内を往来できる交通環境の構築を目指します。

③ITを利用した情報基盤整備

ブロードバンド^(注)時代に対応した高速通信回線等の整備を図り、高度情報化社会において日常生活における情報収集や全国・全世界への情報発信等を積極的に行うことができる環境を整えることによって、生活の利便性と産業振興、地域間・世代間交流の向上を促進します。

また、各公共機関をネットワークで結び、情報を共有化することでサービス提供の質と利便性の向上につなげられるよう、基盤整備と仕組みづくりに努めます。

(注) ブロードバンド：広帯域通信網のことで、高速で大容量の情報を送受信できるアクセス回線。

【主要事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|--------------|--|
| 地域間道路網等の整備 | 国・県と共同して地域の実情に即した一般道・農道等の整備の促進による、新市の一体性の確保。（津軽自動車道 I C 連絡道路の整備検討を含む） |
| | 雪道対策の推進。（防雪柵等防雪施設の整備、除排雪体制の充実・強化） |
| バス事業再編成計画の策定 | スクールバス・福祉バス等の公共バスと民間バス事業者との連携によるコミュニティバス ^(注) の創設など、新市内のバス事業についての再編の検討。（新市全域の主要な公共施設を結ぶ「地域循環バス（仮称）」の運行による新市全域の距離感の縮小と新市全体の一体化の促進。） |
| 新市電子市役所構想の策定 | 産業・経済・福祉など住民関連の情報提供に資するネットワーク化及び高速情報通信網の構築による行政サービスの I T 化。 |

（注）路線バスと乗り合いタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗合いバスの総称。交通体系の確立、高齢者・障害者の移動性の確保、環境負荷の軽減などから公共交通システムとしての輸送サービスが都市あるいは地域に必要とされている。

5) お互いを認め合い支え合う共生のこころづくり（保健・医療・福祉）

地域資源を十分に有効活用して地域福祉ネットワークの構築を図り、すべての市民ができるだけ地域や社会との関わりの中で安心して暮らすことのできる「共生社会」を目指します。

高齢者や障害者（児）も含め、誰もが日常生活において分け隔てなく生活できる社会＝ノーマライゼーション社会の確立を目指し、共生社会の理念に基づいた福祉施策を積極的に推進するとともに、子育て支援施策を充実することで、少子化の抑制と若者の定住促進を図ります。

また、いつまでも健康でいきいきと生活できるよう、ライフステージ^(注1)に応じた健康づくりの推進を図るとともに、身近な病院や診療所の充実と広域的な高度・救急医療体制の強化により安心して暮らせる医療の確立を推進します。

さらに、市制を施行することによって、福祉事務所^(注2)の設置が義務付けられることから、その役割と機能を十分発揮し、生活保護の決定や母子家庭への保健医療費補助、児童扶養手当の給付、身体障害者への医療費助成といった事務に関し、より市民に近い立場で、きめ細かなサービスを提供します。

（注1）年齢の段階。人生のある時期。

（注2）社会福祉全般を所管する地方自治体の専門機関。社会福祉サービスに関しての専門的な知識を有する社会福祉主事（ケースワーカー）等が属属され、生活保護、児童扶養手当など、援護、育成、更正の措置に関する相談・事務を行う。

【主要施策】

①地域福祉ネットワークの構築

各地域の保健福祉医療機関や各種団体等をネットワーク化し、健康・疾病・介護・障害などに関する最先端の情報・技術・知識を新市全体で共有できるような環境を整備します。

また、学校教育やボランティア活動、各地域のコミュニティ活動等を通じてさまざまな世代や人とふれあうことによりお互いを理解し、市民が自発的に地域福祉活動を展開できるよう、交流機会の積極的な創出や各種団体の活動を支援します。

②高齢者・障害者（児）福祉の充実

すべての分野において、すべての市民がお互いを理解し支え合うという共生社会の理念を基に施策を推進し、思いやりとやさしさにあふれるまちづくりに努めます。

特に、配食サービスや外出支援サービスなどの生活支援の施策や介護保険制度の効果的な運営を目指すための介護予防・自立援助などの施策を社会福祉協議会との連携により積極的に推進するとともに、市街地や主要公共施設においてバリアフリー整備やユニバーサルデザイン^(注)の採用を推進するなど、高齢者や障害者（児）が積極的に社会参加できる環境整備に努めます。

（注）高齢者や身体障害者だけでなく、一般の人にも使いやすい形の製品。

③子育て支援体制の充実

保育所・幼稚園の受け入れ体制の強化を図るほか、一時預かりの場の提供や育児を支援する人材育成を行うとともに、子育て支援センターの拡充など子育て支援体制の充実を図り、安心して出産・子育て・就業ができる環境整備に努めます。

また、家庭―学校―地域が相互に理解を深めながら、連携強化を図り、新市の子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進するとともに、男女雇用機会均等法の遵守を地域の各事業所に啓発し、男性の家事（育児）参加の促進を図るなど、前述の子育て支援策と併せて男女がともに働きやすい条件整備に努めます。

④健康づくりの推進

市民の健康の維持・向上のため、各地域の保健センターの連携と地域資源である温泉を有効活用する健康増進施設の整備の促進、健康診査、各種検診、健康相談等の体制を強化するとともに、健康管理に対する意識の向上と自主的な健康づくりに取り組める環境を整備します。

併せて、疾病の発症を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進し、痴呆や寝たきりにならず、心身ともに健康な状態で生活できる期間＝健康寿命の延伸に努めます。

⑤地域医療体制の充実と高度・救急医療の強化

各保健・医療機関の連携により一次医療体制の強化を図る一方、「かかりつけ医」の促進や大学・医師会等との連携による医師確保対策の推進、医療機関に関する情報提供など、市民の誰もが安心して質の高い医療が受けられるような地域医療体制の充実を図ります。

また、西北五地域保健医療圏において、広域的な連携の下検討が進められている中核病院の建設については、当地域において求められている脳卒中、ガン、心筋梗塞などの高度医療への対応や救急医療の充実・強化が期待されていることから、西北五圏域自治体病院機能再編成計画^(注)に基づき、圏域の各市町村とともに適正な病院機能を検討していきます。なお、中核病院建設により無床化が検討されている木造町立成人病センターについては、医療機能などそのあり方について、地域住民の意見を踏まえつつ、慎重に対応して行くこととします。

(注) 西北五地域保健医療圏 14 市町村を構成員とする広域運営体制を構築し、圏域全体の地域医療の底上げを図るために県が策定した計画。2008 年度を目途に、圏域内に新たに救急医療や高度・専門医療を担う中核病院の創設を目指している。

【主要事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|--------------|---|
| 健康増進施設の整備促進 | 地域資源である温泉を活用した健康増進施設整備の促進。 |
| 高齢者等福祉支援事業 | 在宅・施設介護サービス基盤整備、配食サービス等生活支援の充実・強化や公共施設等のバリアフリー化の推進。 |
| 子育て支援事業 | 保育所の統合整備の検討や保育ニーズの多様化に対応した保育サービスの充実。（0歳児保育、延長保育等） |
| 福祉事務所の設置 | 新市に設置が義務づけられる福祉事務所と地域の保健・福祉・医療機関との連携強化による福祉サービスの推進。 |
| 地域医療体制強化対策事業 | 西北五圏域自治体病院機能再編成計画の動向を踏まえた木造町立成人病センターの機能充実。 |

6) みんなで考え実行するまちづくり（行財政運営）

行政組織や機構の改革により、新市のまちづくりを推進する体制を強化し、迅速かつ的確なサービスの提供に努めるとともに、効率のよい事務事業の実施や将来を見据えた健全な財政運営、自主財源の確保など財政基盤の強化を図ります。

また、住民と行政の情報共有や地域コミュニティの活用を積極的に推進するとともに、新市の一体性の確保や均衡ある発展に資するため、新たに積立てする合併市町村振興基金や合併特例債をはじめとする国・県の財政支援措置を有効に活用し、住民が知恵や力を出しあってまちづくりに参画するための仕組みや体制づくり、自治意識の醸成に努め、市民・地域・行政の連携・協働によって、住民主体の行財政運営を図ります。

【主要施策】

①まちづくり推進体制の強化

地域の特性を活かした独自の政策を企画立案・実行できるよう、政策能力に長けた行政組織の構築と国・県や関係機関との連携・協力体制を強化し、人的交流や研修制度の充実を図るなど、新市のまちづくりを推進する体制の強化に努めます。

また、職員の定員の適正化については、退職者に対する新規採用者数の抑制や事務事業の民間委託の推進などにより、業務量に見合った適切な規模になるよう計画的に進めていきます。

②行政サービスの充実

多様化・高度化する行政ニーズに対応した効率的な行政運営と高水準な行政サービスを提供するため、合併後も行政改革を積極的に推進し、民意を反映させた行政評価・事務事業評価システムを導入するなど、最小の経費で最大の効果を生む効率的な事業の執行に努めます。

また、老朽化した庁舎の整備や本庁一支部のネットワーク化、事務の電子化・統合化を進めるとともに、地域内にある大型S・C内への出張所設置の検討など、より一層迅速かつ的確な行政サービスに努めます。

③財政力の強化

国・県の有利な財政支援を最大限に活用し、新市の基盤整備を進める一方で、後年度に多大な財政負担が残らない財政運営を進めるとともに、財政基盤の強化を図るため、中期財政計画の策定による財源の重点的・効率的な配分や人件費などの経常経費の削減、収納体制の強化による自主財源の確保に努めます。

④住民参画によるまちづくりの推進

広報紙、ホームページを初めとした多様な媒体や住民懇談会などを通して、きめ細かな広報広聴活動を展開していくとともに、情報公開を積極的に推進し、政策推進の場への住民参画を促進します。また、施策や実施事業に対する説明責任^(注1)の徹底に努めます。このため、ワークショップ^(注2)の導入やNPO^(注3)、コミュニティ活動への積極的な支援により、住民主体のまちづくりを推進し、新市の施策に反映させることに努めます。

(注1) 政策や施策、計画の意義と効果・影響を行政が住民に説明すること。

(注2) 仕事場、作業場。ここでは、まちづくりをテーマに地域住民が共に参加し、調査活動や課題の検討、実現のための仕組みの提案等を協同作業でまとめていく手法をいう。

(注3) Non Profit Organization (非営利組織) の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

【主要事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|----------------|---|
| 新市職員育成事業 | 県専門部署への職員派遣や研修制度の充実・強化による、専門性の高い職員の育成・確保。 |
| 事務事業評価システムの導入 | すべての継続事業に対する内部及び外部機関による評価と効果の高い事業への重点化。(事業効果の低い事業の廃止・休止) 新規事業における施策の重点化。(一定規模以上の事業について効果の検証を経た上で事業化されるシステムの構築) |
| 職員定員適正化計画の策定 | 行政組織の再構築と併せて、合併後10年間で適正な規模まで職員数を圧縮する計画の策定。 |
| 大型S・C内への出張所の設置 | 住民の利便性の向上を図るための、地域内にある大型S・C内への出張所の設置。 |
| 新市総合計画等の策定 | 新市建設計画を踏まえた総合計画等の策定。(新市建設計画事業の着実な実施と財政健全化に向けた財政運営計画(バランスシート含む)の管理) |
| 合併市町村振興基金造成事業 | 新市の地域特性を活かし、住民の一体感の醸成や旧町村単位での地域振興を図るため、合併市町村振興基金の積立てを行い、まちづくりの推進に資する。 |

第6章 新市における県事業の推進

第1節 青森県の役割

今後の地方自治は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中核的な役割を担い、自己決定・自己責任の原則の下、より自立的な行政運営が求められています。

こうした中で新市においては、合併を大きな契機として、地域資源等を有効に活用しながら特色のあるまちづくりを進めるとともに、住民参画を一層促進し、住民自治の充実を図ることが期待されています。

青森県においては、ともに自治を担う対等協力のパートナーとして、新市と十分に連携しながら「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」の基本理念実現に向けた新市の取り組みを積極的に支援することとしています。

特に、合併後の地域の一体感を高め、魅力と活力のある新市の形成に資するよう、新市の建設計画に掲げられた県事業の重点的な実施や市町村合併支援特別交付金による財政支援を行うこととしています。

第2節 新市における青森県の事業

1) 新市移行に伴う支援

市制施行に伴って、青森県から新たに移譲される事務が、新市において円滑かつ適切に処理されるよう必要な助言や調整を行うとともに、人事交流と人材育成によって新市における事務の執行を支援することとしています。

①福祉事務所設置に伴う支援

新市発足により福祉事務所の設置が義務づけられることから、県職員を市へ派遣するなど、生活保護や児童扶養手当等の福祉関連業務を円滑に進めていくための体制づくりを支援することとしています。

②行政体制の充実・強化への支援

地域特性を活かした独自の政策を企画・立案できる人材育成のため、職員の意識改革やスキルアップを目的とした市職員の県への研修受け入れなど、人的交流や研修制度の充実を図ることで、新市のまちづくりを推進する体制の強化を支援することとしています。

【主要事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|------------|--|
| 新市福祉事務支援事業 | 合併により新市に移譲される福祉業務を円滑に進めるため、合併前における実務研修生の受け入れや、新市に対する県職員派遣などの人的支援及び業務面での技術的支援を実施。 |
| 新市人材育成支援事業 | 新市において特に必要とする専門知識・技術修得のため、県専門部署への研修生の受け入れを実施。 |

2) 新市の一体性の確立と地域特性の活用に向けた支援

市制施行に伴い、旧町村間の枠を越えた一体感の醸成を図るため、交通基盤の整備をはじめとするさまざまな事業について、新市と連携を図りながら効果的に取り組むこととしています。

①道路網の整備

合併後、新市の一体感・連帯感の向上を図るためには、旧町村間、関係市町村間の連絡強化や公共施設へのアクセス強化が重要であることから、地域の幹線道路である国道、県道並びに農道等を中心に整備を推進することとしています。

②農業の振興

次代を担う営農者が夢を持てるような新たな農業の可能性を見出し、活動展開していくため、屏風山開拓事業により造成された畑作地帯における新規作物等の研究を新市と共同で推進することとしています。

また、当地域の基幹産業である農業の振興のため、ため池等の改修や用排水施設整備、農道整備など生産性の向上や合理化を図るとともに、「冬の農業」の確立に努め、魅力ある生産環境へ向けた基盤整備を促進することとしています。併せて景観形成や国土保全など農業農村の多面的な機能の維持に努めることとしています。

③教育環境の充実と教育体制の強化

新市教育委員会の自主性・自律性を尊重しながら、新市建設計画の「個性と郷土を大切にす
る心豊かな人づくり」の推進や合併後の教育施策の速やかな一体性の確保及び教育指導体制の
確立等について、必要な助言等を行うこととしています。

④自然環境の保全と生活環境の整備

新市の屏風山地帯には、数多くの湖沼群が分布しており、中でも中間層湿原^(注)として学術上

貴重な湿原植物の宝庫であるベンセ湿原をはじめとした優れた自然環境を有していることから、貴重な湿原植物などの生育環境の保全を図ることとしています。

また、当地域の東部及び西部を縦断する岩木川や山田川流域の環境を守るため、自然環境に配慮した河川整備を推進するとともに、災害から地域を守るために必要な河川改修工事の実施に努めることとしています。

(注) 苔が幾重にも重なってできた湿原

⑤地域の歴史・文化の保存・活用

亀ヶ岡石器時代遺跡や石神遺跡など、地域の歴史や文化を知る上で貴重な文化遺産を保存・活用し次代に継承するため、必要な助言や技術的な支援等に努めることとしています。特に多数の出土品が国重要文化財の指定を受けている石神遺跡については、国史跡指定に向けた支援に努めることとしています。

【主要事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------|---------------------------------------|
| 市町村合併支援道路整備事業 | 市町村合併支援道路の優先的整備。 |
| 教育指導業務への支援 | 教職員の指導力の向上を図るため、新市教育委員会の教育指導体制の確立を支援。 |
| 屏風山地帯新規作物研究事業 | 新市において組織する研究会への参画。 |

第7章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、効率的な整備と運営の観点から進めていく必要があり、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮して逐次検討を行います。なお、これらの検討・整備にあたっては、住民の意向を十分考慮します。

その際、新市の一体的・効率的な行政運営はもとより、地域の特性やバランスと財政事情等を考慮しながら、随時検討・整備を進めることを基本とします。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、財政状況を踏まえ、事業効果や効率性について十分に議論を行う環境を整えるとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、新市の事務所については、既存施設の有効利用の観点から現木造町役場に置くものとします。また、合併に伴い支所となる現役場庁舎については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮して、各施設の利用がしやすいような窓口業務態勢の整備や施設間を結ぶ公共交通機関の充実を図るなど、施設利用を促進するために必要な整備を進め、利便性の向上に努めます。

第8章 財政計画

第1節 基本的考え方

新市の財政計画については、歳入・歳出の各項目毎に過去の実績や国・県の財政状況等を考慮し、合併後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、行政改革の推進、住民サービス水準の維持・向上、新市建設計画の実行に必要な経費等を反映させて普通会計ベースで平成17年度から平成26年度までの10年間について、策定したものです。

また、歳入・歳出の主な推計条件は次のとおりです。

第2節 歳入・歳出各項目の推計条件

〔歳入〕

(1) 地方税

地方税については、過去の実績と今後の経済の見通しや将来人口推計を踏まえ、現行の税制度を基本として算定しています。

(2) 地方交付税

地方交付税については、現行の交付税制度を基本に普通交付税の算定の特例（合併算定替）等の合併に係る交付税措置を見込んでいます。

(3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により算定しています。

(4) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新市建設計画の事業分を加えています。また、合併に係る財政支援（合併市町村補助金等）を見込んでいます。

(5) 繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用するとともに、公共施設整備基金などをまちづくり事業に活用しています。

(6) 地方債

地方債については、新市建設計画事業に伴う合併特例債、過疎指定を受けている木造町・稲垣村で実施される事業に充てる過疎対策事業債、臨時財政対策債及び減税補てん債を見込んでいます。

〔歳 出〕

(1) 人件費

人件費については、合併後の定員適正化計画による一般職の職員数の削減、合併による特別職の職員数、議会議員数、の削減を見込んでいます。

(2) 物件費

物件費については、過去の実績等により算定し、合併による電算等事務経費の削減効果を見込んでいます。

(3) 扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえ、人口の高齢化を勘案するとともに県からの移譲事務に伴う影響額を見込んでいます。

(4) 補助費等

補助費等については、過去の実績等により見込んでいます。

(5) 公債費

公債費については、平成16年度までの地方債に係る償還予定額に平成17年度以降の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を見込んでいます。

(6) 積立金

積立金については、合併後の新市の地域振興のため、「合併市町村振興基金」への基金積立を見込んでいます。

(7) 繰出金

国民健康保険・老人保健・介護保険等の特別会計に関しては高齢化を、下水道事業等に関しては収支見通しを勘案して繰出金を見込んでいます。

(8) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画に基づく事業費及び経常的な普通建設事業を見込んでいます。

第3節 財政計画

(1) 歳入

単位：千円

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 地方税 | 2,325,351 | 2,360,232 | 2,395,635 | 2,431,590 | 2,468,043 | 2,505,064 | 2,542,640 | 2,580,779 | 2,619,491 | 2,658,783 |
| 地方譲与税 | 281,049 | 281,049 | 281,049 | 281,049 | 281,049 | 281,049 | 281,049 | 281,049 | 281,049 | 281,049 |
| 利子割交付金 | 20,261 | 20,261 | 20,261 | 20,261 | 20,261 | 20,261 | 20,261 | 20,261 | 20,261 | 20,261 |
| 株式譲渡・配当割交付金 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 地方消費税交付金 | 289,361 | 289,361 | 289,361 | 289,361 | 289,361 | 289,361 | 289,361 | 289,361 | 289,361 | 289,361 |
| 自動車取得税交付金 | 93,713 | 93,713 | 93,713 | 93,713 | 93,713 | 93,713 | 93,713 | 93,713 | 93,713 | 93,713 |
| 地方交付税 | 10,094,996 | 10,063,827 | 9,488,020 | 8,990,562 | 8,802,258 | 8,512,733 | 8,337,643 | 8,168,929 | 8,006,350 | 7,849,721 |
| 地方特例交付金 | 52,653 | 52,653 | 52,653 | 52,653 | 52,653 | 52,653 | 52,653 | 52,653 | 52,653 | 52,653 |
| 交通安全対策特別交付金 | 5,875 | 5,875 | 5,875 | 5,875 | 5,875 | 5,875 | 5,875 | 5,875 | 5,875 | 5,875 |
| 国有提供施設等交付金 | 26,332 | 26,332 | 26,332 | 26,332 | 26,332 | 26,332 | 26,332 | 26,332 | 26,332 | 26,332 |
| 分担金・負担金 | 295,144 | 295,144 | 295,144 | 295,144 | 295,144 | 295,144 | 295,144 | 295,144 | 295,144 | 295,144 |
| 使用料・手数料 | 542,401 | 542,401 | 542,401 | 542,401 | 542,401 | 542,401 | 542,401 | 542,401 | 542,401 | 542,401 |
| 国庫支出金 | 2,100,120 | 2,100,120 | 2,100,120 | 1,930,120 | 1,930,120 | 1,930,120 | 1,930,120 | 1,930,120 | 1,930,120 | 1,930,120 |
| 県支出金 | 1,070,750 | 1,070,750 | 1,070,750 | 1,070,750 | 1,070,750 | 942,750 | 942,750 | 942,750 | 942,750 | 942,750 |
| 財産収入 | 23,205 | 23,331 | 23,457 | 23,642 | 23,486 | 23,560 | 23,538 | 23,462 | 23,592 | 24,070 |
| 寄附金 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 繰入金 | 162,127 | 162,261 | 102,966 | 444,457 | 214,118 | 311,256 | 364,023 | 158,646 | 549 | 1,027 |
| 繰越金 | 50,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 諸収入 | 246,026 | 246,026 | 246,026 | 246,026 | 246,026 | 246,026 | 246,026 | 246,026 | 246,026 | 246,026 |
| 地方債 | 1,699,000 | 1,699,000 | 1,699,000 | 1,699,000 | 1,699,000 | 1,699,000 | 1,699,000 | 1,699,000 | 1,699,000 | 1,699,000 |
| 合 計 | 19,381,374 | 19,335,346 | 18,735,773 | 18,445,946 | 18,063,600 | 17,780,308 | 17,695,539 | 17,359,511 | 17,077,677 | 16,961,296 |

(2) 歳出

単位：千円

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 人件費 | 5,981,507 | 5,933,947 | 5,618,402 | 5,504,366 | 5,265,461 | 5,057,685 | 4,951,630 | 4,802,164 | 4,569,807 | 4,301,206 |
| 扶助費 | 2,344,345 | 2,344,345 | 2,344,345 | 2,344,345 | 2,344,345 | 2,344,345 | 2,344,345 | 2,344,345 | 2,344,345 | 2,344,345 |
| 公債費 | 3,246,492 | 3,426,691 | 3,365,516 | 3,331,493 | 3,247,171 | 3,201,446 | 3,228,754 | 3,050,268 | 2,818,962 | 2,741,567 |
| 物件費 | 2,154,187 | 2,015,009 | 1,830,456 | 1,725,777 | 1,683,547 | 1,653,682 | 1,647,682 | 1,639,682 | 1,631,682 | 1,623,682 |
| 維持補修費 | 243,946 | 243,946 | 243,946 | 243,946 | 243,946 | 243,946 | 243,946 | 243,946 | 243,946 | 243,946 |
| 補助費等 | 1,320,486 | 1,280,871 | 1,242,445 | 1,205,171 | 1,188,438 | 1,188,438 | 1,188,438 | 1,188,438 | 1,188,438 | 1,188,438 |
| 積入金 | 288,163 | 288,289 | 288,415 | 288,600 | 288,444 | 288,518 | 288,496 | 288,420 | 478,249 | 715,864 |
| 投資・出資・貸付金 | 142,644 | 142,644 | 142,644 | 142,644 | 142,644 | 142,644 | 142,644 | 142,644 | 142,644 | 142,644 |
| 繰出金 | 1,659,604 | 1,659,604 | 1,659,604 | 1,659,604 | 1,659,604 | 1,659,604 | 1,659,604 | 1,659,604 | 1,659,604 | 1,659,604 |
| 前年度繰上充用金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通建設事業費 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| その他の投資的経費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 19,381,374 | 19,335,346 | 18,735,773 | 18,445,946 | 18,063,600 | 17,780,308 | 17,695,539 | 17,359,511 | 17,077,677 | 16,961,296 |

